

第5章 整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画

本節では、「大綱 “史跡の望ましい将来像”」の基本理念を具現化する「全体計画」と、史跡の持つ価値、遺構・歴史的建造物の現存状況、史跡公園完成後の活用方法などの視点を踏まえた地区区分ごとの計画「地区区分計画」、および史跡指定地外に現存する遺構や歴史的建造物をつなぎ合わせ一体的な表現と活用を行っていく「史跡指定地外の整備計画」について示す。

(1)全体計画

『保存活用計画』第5章で記述した「大綱“史跡の望ましい将来像”」（以下本節では「望ましい将来像」と称す）では、「史跡の価値を守り、活用する」、「史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出」、「史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”」、「史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”」の4つを基本理念として掲げており、全体計画としてはこれらの「望ましい将来像」の具現化を達成できるような史跡整備を実施する。

また『保存活用計画』第5章では、史跡の持つ価値と遺構、歴史的建造物の現存状況、史跡公園完成後の活用方法などの視点による地区区分について検討を行ってきたが、本計画その地区区分を図〇〇の通りより明確に区分し、それぞれの区分の状況に適した整備計画を検討している。

【地区区分図】



(2)地区区分計画

・A地区：現存する遺構・建造物が、明治維新から終戦までの近代的な火薬製造所および研究所の姿を象徴していることから、その遺構・建造物を通して板橋の歴史や文化を学ぶ地区

火薬製造所時代の遺構・建造物が集中する旧野口研究所跡地部分に加え、加賀公園内に埋蔵する露天式発射場や隠蔽式発射場の射塚や軽便鉄道軌道敷跡部分、築山北側斜面のコンクリート擁壁を含む地区をA地区とする。

現在地区内に遺存する遺構・建造物は、第3章2(3)「史跡指定地内に現存する遺構・建造物の往時の利用方法・機能」(46頁参照)で確認した通り、終戦直前の昭和18年から20年までの状況を最もよく示していることから、遺構・建造物の保存整備を実施し、終戦直前時の修景の再現をめざす。一方で、明治初期からはじまる火薬製造所・研究所の歴史の変遷や石神井川との関係性など、史跡の本質的価値ではあるが、現状の修景からは理解しにくい内容については、ガイダンス機能や解説板などの展示機能を整備し、来場者の更なる史跡の理解を促す。

本史跡の本質的価値の一つである「先進的な測定技術が火薬生産へ導入された(36頁参照)」という内容を展示するためには、露天式・隠蔽式発射場の復元が効果的であるが、現段階では、発掘調査や資料調査などといった学術的調査研究を継続し、復元に足り得る資料の収集整理に努め、本質的価値の顕在化に向けた整備をめざしていく。

なお遺構・建造物のうち燃焼実験室および爆薬製造実験室は、外観のみならず内部公開を念頭においた整備を実施する。特に燃焼実験室内部は史跡の構成要素としての展示を行うほか、ガイダンス機能(※)を有する展示施設、休憩施設、史跡管理のための施設、トイレなどの便益施設などの機能の付与を検討する。

※ガイダンス機能について

ガイダンス機能とは、史跡等が属する時代の歴史や文化を学習し、史跡の本質的価値の理解を深めるための補完的機能である。他の史跡の例では、遺構等が土などで覆い保護され、眼前で往時の状況を確認することが難しく、史跡の本質的価値を来場者に理解してもらうために、ガイダンス機能をもつ施設を設置しているケースが多い。

当史跡は、往時の遺構・建造物等が良好に遺存しており、遺構等を通じて史跡を理解することが可能である一方で、今は失われた火薬製造・研究施設の役割や、石神井川と火薬製造所との関わり等といった、現在の史跡指定地の遺構等では理解することが困難な要素については、ガイダンス施設の中で、来場者にわかりやすく提示するとともに、解説などを行っていくことが必要である

・A'地区：地下に埋蔵する可能性のある遺構等を保護しながら、歴史公園本来の機能の充実を図ることで、多様な人々に憩いを提供する地区

現在の加賀公園部分のうち、A地区に含まれる地下に埋蔵すると考えられる露天式発射場と隠蔽式発射場の射塚および軽便鉄道軌道敷跡、また土塁の一部と考えられるコンクリート擁壁の箇所を除く部分をA'地区とする。

史跡指定地全体は都市計画法上の特殊公園である歴史公園として整備し、環境保全やレクリエーション、景観形成などといった公園機能のほか、来場者の歴史への理解を促す機能をもたせることを検討している。A'地区内には、加賀藩下屋敷時代の唯一の遺構であるとともに、近代には火薬の性能試験としても使用された築山が残り、史跡公園の中でも特に歴史の重層性がよく示されている地区であることから、歴史の重層性の象徴としての役割と、公園としての機能である水飲場や公園トイレ、ベンチといった便益施設・休憩施設の役割を共存させる整備を実施し、来園者に学びと憩いを提供する。

また現在の加賀公園は平成20年度の再整備に際し、ワークショップを実施し地域の方々の意見を取り入れた公園整備を実施していることから、現状の機能の維持にも配慮した整備計画を検討する。

修景の整備においては、当地区の加賀公園造成時に、燃焼試験室や危険薬品庫などの火薬製造所・研究所時代の建造物等が除去されており、地上にその遺構等を確認することができないが、地下に遺構が埋蔵する可能性があることから学術的調査研究を継続しながら現状保存し、あわせて屋外解説板の設置など展示整備を行うことで、火薬製造所・研究所時代の状況を示す。

・B地区：火薬製造所・研究所の施設が、戦後自然科学系の研究所として利用され、科学技術研究の拠点となった歴史を学び、地域産業、科学技術が結びつく板橋の未来を創造する地区

石神井川北側の旧理化学研究所板橋分所跡地部分をB地区とする。

地区内に遺存する遺構・建造物から、火薬製造所・研究所としての利用の状況および戦後その施設が理化学研究所によって利用された状況を展示することで、当地の歴史の変遷を学ぶ場を提供する。また、当史跡が「工都板橋」の礎となり、現在の区の産業の発展につながったこと、さらにその先の未来を展示することで、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着、新たな魅力の創出へつなげていく。

B地区内の遺構・建造物は、戦後理化学研究所が入所し、火薬製造所・研究所時代に建築された施設に若干の改変を加えながらも、理化学研究所によって利用されつづけ、科学技術研究の中心となる起点となった昭和20～30年頃の状況を示す整備を検討する。

建造物は史跡の構成要素としての展示を行うほか、ガイダンス機能を有する展示施設、休憩施設、史跡管理のための施設、トイレなどの便益施設などの機能の付与を検討する。

(3)史跡指定地外の整備計画

- ①史跡指定地は陸軍板橋火薬製造所が所在した全体の敷地の一部に過ぎず、史跡指定地外に現存する遺構・歴史的建造物等については、石神井川や招魂之碑や標柱などの未指定文化財との関係を案内板や解説板を用いて示し、併せて回遊ルートを設定するなど、点在している構成要素を線で結び、面とした一体的な史跡の価値として表現し、いかしていく方法を検討するとともに、ガイダンス施設での展示整備についても検討していく。

- ②地域の歴史・文化に関する広域的な立地関係をより良く理解するために、文化財講座や、展覧会等のソフト事業を、かつて第一陸軍造兵廠が所在しその遺構や建造物が現存する北区などの近隣関係自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開の実施を検討する。

2 遺構・建造物の整備・活用に関する計画

(1)史跡指定地内の構成要素の整理

本項では、第3章〇〇頁で確認した史跡指定地内の構成諸要素ごとに整備と活用の方針について整理する。なお構成諸要素のNo.は第3章〇〇頁に準拠する。

①A 地区

No	名称	整備	活用
2	射塚	保存に向けた整備 復元のための学術的調査研究の継続	外観公開
3	コンクリート擁壁	詳細不明のため、調査を継続	外観公開
7	軽便鉄道軌道敷跡	保護に向けた整備	非公開（平面表示）
43	土塁	現状維持	外観公開
44	爆薬製造実験室	保存に向けた整備 内部公開に向けた整備	外観・内部公開
45	銃器庫	保存に向けた整備 保存庫として使用する場合の内部改修	外観公開・保存庫として使用
46	燃焼実験室	保存に向けた整備 整備方針に基づく外観・内部改修 活用に向けた内部整備	外観・内部公開、ガイダンス施設、休憩施設、管理施設、便益施設
47	擁壁	保存に向けた整備	外観公開
48	弾道管	保存に向けた整備 復元のための学術的調査研究の継続	外観公開
49	加温貯蔵室	保存に向けた整備	外観公開
50	ガラス窓枠	保存に向けた整備	移動・外観公開
51	地下貯蔵庫	保存に向けた整備	外観公開
52	常温貯蔵室	保存に向けた整備	外観公開
53	土塁（北側）	保存に向けた整備 復元のための学術的調査研究の継続	外観公開
54	土塁（南側）	保存に向けた整備 復元のための学術的調査研究の継続	外観公開
55	発射場基礎	保護に向けた整備	非公開（平面表示）
56	試験室 (No.672)	保存に向けた整備 保存庫として使用する場合の内部改修	外観公開・保存庫として使用

57	試験室 (No.552)	保存に向けた整備 保存庫として使用する場合の内部改修	外観公開・保存庫として 使用
58	軽便鉄道軌道敷 跡	保護に向けた整備	非公開（平面表示）
59	金網柵	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
60	コンクリート塀	園路整備のため撤去検討	撤去検討
61	土留	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
62	石	詳細不明のため、調査を継続	当面は維持
63	排水溝跡	詳細不明のため、調査を継続	外観公開
64	コンクリート基 礎	詳細不明のため、調査を継続	外観公開
65	階段	復元的整備は実施しない	—
66	加温貯蔵室試験 火薬仮置場基礎	保護に向けた整備	外観公開

②A'地区

No	名称	整備	活用
1	加賀公園	公園本来の機能の充実のための整備	公開中
4	築山	保存に向けた整備 復元のための学術的調査研究の継続	公開中
5	築山頂上部	保存にむけた整備 復元のための学術的調査研究の継続	公開中
6	陸軍工科学校板 橋分校石碑	保存に向けた整備	公開中
8	看板	機能の保全（修景にあった仕様に更新検 討）	使用継続
9	公園灯	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
10	階段・鉄柵（手 すり）	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
11	案内板	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
12	ベンチ	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
13	石積・玉石擁壁	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
14	金網柵	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
15	土留	築山の保存整備に合わせて整備	使用継続
16	解説板（電気軌	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続

	道線路跡および弾道検査管の標的)		
17	広場	機能の充実を図る整備	公開中
18	コンクリート構造物	詳細不明のため、調査を継続	当面は維持
19	コンクリート構造物	詳細不明のため、調査を継続	当面は維持
20	パイプ管構造物	園路整備のため撤去検討	撤去検討
21	加賀前田家下屋敷跡石柱	保存に向けた整備	公開中
22	案内板（加賀前田家下屋敷跡）	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
23	板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑	保存に向けた整備	公開中
24	スロープ	園路整備に合わせた仕様の更新	使用継続
25	ブランコ	園路整備のため撤去検討	撤去検討
26	倉庫	現状維持	使用継続
27	分電盤	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
28	金網柵	史跡整備のため撤去後、管理目的のため設置場所の検討	—
29	板橋区備蓄倉庫	現状維持	使用継続
30	園名石	史跡整備終了まで維持	撤去検討
31	水飲み	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
32	木柵	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
33	門柱跡	復元的整備は実施しない	—
34	花壇跡	復元的整備は実施しない	—
35	砂場跡	復元的整備は実施しない	—
36	トイレ	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
37	燃焼試験室跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	—
38	危険薬品庫跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	—
39	試験火薬置場跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	—
40	火気仮置場跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	—

41	準備室跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	－
42	常温貯蔵室跡	復元的整備は実施しない（解説板を設置）	－

③B 地区

No	名称	整備	活用
67	宿舎コンクリート基礎	保護に向けた整備	非公開（平面表示）
68	マイクロ加工棟	園路整備のため撤去検討	撤去検討
69	爆薬理学試験室	耐震工事を含めた保存に向けた整備 整備方針に基づく外観・内部改修 活用に向けた内部整備	外観・内部公開、ガイダンス施設、休憩施設、管理施設、便益施設
70	中性子線観測所土台	保護に向けた整備	非公開（平面表示）
71	物理試験室	耐震工事を含めた保存に向けた整備 整備方針に基づく外観・内部改修 活用に向けた内部整備	外観・内部公開、ガイダンス施設、休憩施設、管理施設、便益施設
72	爆破試験用コンクリートアンカー	保存に向けた整備	外観公開
73	井戸	保存に向けた整備	外観公開
74	電柱	機能の維持	使用継続
75	看板	保存に向けた整備	移動・外観公開
76	金網柵・コンクリート塀	機能の保全（修景にあった仕様に更新）	使用継続
77	酸置場	復元的整備は実施しない	－
78	仮置場	復元的整備は実施しない	－
79	摩擦試験室	復元的整備は実施しない	－
80	射場	復元的整備は実施しない	－
81	火薬試験室	復元的整備は実施しない	－
82	厠	復元的整備は実施しない	－
83	□廊下	復元的整備は実施しない	－
84	土塁	復元的整備は実施しない	－

(2)史跡の本質的価値を構成する諸要素の表現方法と整備活用計画

本項では、史跡指定地内の本質的価値を構成する遺構・建造物に関して、その機能および現状と、第5章「1 全体計画及び地区区分計画」で先述した整備方針に基づく整備活用計画について地区ごとに記述する。なお、建造物内部の整備活用については、令和元年に実施した『陸軍板橋火薬製造所跡建造物等調査』における「部分および部位設定と保護の基本方針（※）」を基に計画を検討する。

遺構・建造物のうち、資料情報の不足などからその使用方法の把握が不十分なものがあるが、現時点で把握している情報により整備活用計画を検討する。ただし今後の学術的調査研究により使用内容の把握がなされた場合、整備活用計画を再検討する可能性があるため、可逆性を念頭においた整備活用計画策定に努める。

※部分および部位設定と保護の基本方針

重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（以下指針とする）および作成要領（平成11年3月文化庁文化財保護部長通知）では、国により史跡として指定等の保護をされている土地を計画区域として、所有者が重要文化財（建造物）の保存活用計画を自主的に作成できるとされている。本史跡における建造物は文化財指定されているものではないが、史跡と一体をなして価値を形成する建造物として、重要文化財と同等の保護措置が図られるべきものであるため、指針に基づく建造物の整備計画策定に努める。

指針では、計画区域内の建造物について、次に示す方法により部分および部位を設定して保護の方針を定めるとされている（以下引用文）。

(1)部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

ア保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分

1) 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

2) 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用（もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。

イ保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準 3 又は 4 に該当する部位により構成される部分

ウその他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準 4 又は 5 に該当する部位により構成される部分

(2)部位の設定と保護の方針

ア部位の設定

前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

- 1) 基準 1：材料自体の保存を行う部位
- 2) 基準 2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 3) 基準 3：主たる形状及び色彩を保存する部位
- 4) 基準 4：意匠上の配慮を必要とする部位
- 5) 基準 5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

イ部位設定の留意事項

部位の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保存部分にあっては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準 1 とし、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準 2、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準 3 とする。
- 2) 保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準 3 とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位についても基準 4 とする。
なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準 1 又は基準 2 とする。
- 3) その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準 4 とし、その他については基準 5 とすることができる。特に保存が必要な部位が存在する場合は、基準 1 又は基準 2 とする。
- 4) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- 5) 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を（ ）で記す。

本史跡は、整備方針および内部公開の計画に基づき、後年の改造部分の除去など、現状の改変をとまなう積極的な整備が検討される燃焼実験室（A 地区）、爆薬理学試験室・物理試験室（B 地区）について上記指針に基づいた部分および部位設定および保護方針を決定したうえでの整備計画策定に努める。なお、これらの建造物の部分および部位設定および保護方針は巻末に掲載する。

その他の遺構・建造物については、現時点では改変をとまなう積極的な整備を実施せず、躯体の劣化防止などの保存整備による現状維持を検討する。

表〇〇 建造物の保護の基準の設定

基準 1	基準 2	基準 3	基準 4	基準 5
保存部分		保全部分		
			その他の部分	
材料自体の保存	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存	主たる形状・色彩の保存	意匠上の配慮	所有者の自由裁量

①A 地区

①- 1 燃焼実験室

【機能と現状】

発射薬や曳光弾等の燃焼速度や圧力などを測定する試験に使われていた建造物で、銃の発射装置も置かれていたものと考えられる。建設は昭和 18 年頃と推定される。

1 階北東部の部屋は「発射室」と呼ばれていたことが判明している。この部屋の外側に隠蔽式発射場の弾道管が接続していた痕跡がのこっていること、前記弾道管と燃焼実験室が接続している状況を戦後の記録写真で確認することができることから、北東部の部屋から隠蔽式発射場の射撃場に向かい銃の発射試験を行っていた可能性が考えられる。

その他の内部の部屋の具体的な利用方法は資料的制約から把握が困難であるとともに、戦後入所した野口研究所によって研究施設として使用された際、内外観ともに多くの改変がなされており、戦前の状況の理解が困難な状況である。

【整備活用計画】

前項で記述した A 地区の整備目標「現存する遺構・建造物が、明治維新から終戦までの近代的な火薬製造所および研究所の姿を象徴していることから、その遺構・建造物を通して板橋の歴史や文化を学ぶ地区」に基づく整備を検討する。

外壁塗装の除去や往時の出入口の設置など、外観の展示整備を行うとともに、史跡の本質的価値を表現するために内部の公開整備を検討する。

往時の機能の把握が不十分であることから、現状の維持を中心に整備を進めるが、明らかに後年の改変であると認められる部分・部位については、必要に応じて前述の部分および部位設定と保護の基本方針に従い、学術経験者や文化庁などの関係機関と協議のうえ撤去・更新を検討する。

なお、資料的制約から、燃焼実験室で唯一用途の判明している 1 階北東部の発射室部分を含め、什器の配置や機材の設置など各々の部屋内部の状況が不明であり、往時の状況を再現

することが困難であることから、史跡の構成要素としての理解を妨げない範囲で、史跡の本質的価値の理解に資するガイダンス施設や、休憩施設、管理施設、便益施設を設置し、建造物の積極的な活用を図る。内部整備の詳細については、本章第「11 公開・活用およびそのための施設に関する計画」で記載する。

外観の具体的整備の検討

- 外壁の塗装の除去および劣化防止の検討
- 外壁に付設する配管類の撤去検討
- 開口部塞ぎ部分を除去したうえで出入口部分を設置検討

内部の具体的整備の検討

- 1階北東部の発射室の展示整備
- 1階トイレ部分の撤去など外壁開口部塞ぎ部分の除去による内部整備
- 開口部建具更新部分の復元
- 内壁のベニアパネルによる塞ぎ部分の撤去検討

※外観・内部の整備方法については、建造物調査を基に定めた74頁に記載の「部分および部位設定と保護の基本方針」に従い検討する。なお、部分部位の評価については巻末資料に添付する。

①-2 銃器庫

【機能と現状】

鉄筋コンクリート平屋建で、射撃場で使用した小火器類を保管した場所である。内部西側半分に大型の木造2階建の棚床を設置しており、建物西側・東側の窓および南側の出入口には緊急用の火薬製造所時代の防犯シャッターが設置されている（このうち東側のシャッターは現存しない）。

現在、内部は火薬製造所時代の遺物を保管する場所として利用している。外壁には亀裂が見られるほか、東側開口部はベニア板によって塞がれているが劣化により内部に風雨の吹込みが見られる。

【整備活用計画】

劣化度調査を基に、保存のための処置を行う。原則として外観公開とし、内部は改変せず引き続き保管庫として使用する。

具体的整備内容の検討

- 外壁のコンクリート亀裂部分の修復および東側開放部劣化部分の修復
- コンクリート躯体中性化等の対策処理
- 内部の木枠やシャッターなどの遺構の現状保存措置

○外観公開のための解説板の設置

①- 3 試験室(No.552) (No.672)

【機能と現状】

鉄筋コンクリート平屋建で、東(No.552)と西(No.672)の2棟からなる。燃焼実験室で行われていた試験に係る施設であると考えられるが詳細は不明である。

現時点で内部の利用は行っていない。

【整備活用計画】

劣化度調査を基に、保存のための処置を行う。現時点では外観公開とし、内部は現状を維持しながら関連文化財の収蔵機能を付与することを検討する。また、今後の学術的調査研究で詳細が判明した場合は、内部公開を検討する。

具体的整備内容の検討

- 外壁のコンクリート亀裂部分の修復
- コンクリート躯体中性化等の対策処理
- 外観公開のための解説板の設置

①- 4 常温貯蔵室

【機能と現状】

石神井川方向に開閉扉を有するコンクリート造貯蔵庫で、試験用火薬を仮置きする用途で使われていた。

コンクリートに経年劣化が見られるとともに、鉄製扉も劣化しており開閉が困難である。

【整備活用計画】

劣化度調査を基にした保存整備を行うとともに、外観公開とする。

なお前述の通り鉄製扉が腐食し扉が開いた状態で開閉が困難になっている箇所があるように、保存状態が良好ではなく今後も風雨による影響を避けられないことから、素屋根や半密閉式施設の覆屋の設置など、保存環境の整備を検討する。

具体的整備内容の検討

- 外壁のコンクリート亀裂部分の修復
- 保存のための整備方法の検討
- 外観公開のための解説板の設置

①- 5 加温貯蔵室

【機能と現状】

鉄筋コンクリート平屋建で、砲弾にTNTなどの炸薬を溶填した後に、加温しながら脱泡

させる目的で利用されていた。TNTなどの炸薬は、低温では鋭敏となるため、加温して貯蔵されていたと考えられる。

南北面の扉や北面のシャッターなど、後年の改変と思われる部分がある。また現状では鉄筋のかぶり部分コンクリートの爆裂や、コンクリート基礎の破損などの劣化部分がみられ、内部は使用されていない。

【整備活用計画】

劣化度調査を基にした保存整備を行うとともに、外観公開とする。

改変部分については、終戦前の状況が不明のため現時点では復元的整備は行わず、全容解明を目的とした学術的調査研究を継続する。また現状を誤認させる恐れがあるため、解説板で後年の改変であることを示す。

具体的整備内容の検討

- 損傷部分の補修
- 劣化度調査に基づく保存整備
- 外観公開のための解説板の設置

①-6 爆薬製造実験室

【機能と現状】

爆薬の製造実験を行っていた施設である。史跡指定地外である野口研究所敷地の西に位置していたが、区は火薬製造実験という火薬製造・研究の主要な役割を果たしていた施設であることから保存の価値は大きいと判断し、現在の史跡指定地西端に曳家、移設し保全した。

往時の躯体のおよそ1/3が移設されており、その部分には当時爆薬製造機が設置され、火薬調合実験が行われていたと考えられるが、製造方法や製造装置などは記録がなく不明である。

現在の東壁部分や鉄製階段、鉄骨足場組みなどは、野口研究所時代の改変であると考えられる。

屋根部分に損傷が見られるなど、損傷部分が散見される。

【整備活用計画】

火薬製造所・研究所の主要な機能を担っていた部分であり、内部公開が妥当であると考えられるため、損傷部分の補修整備を行ったうえでの内部公開を検討する。なお屋根や外壁等の損傷が激しく、自然の営為によるき損を防ぐことが困難であると考えられることから、損傷部を補修した後、半密閉式施設の覆屋を設置するなど安定的に良好な環境を維持できる整備を検討する。

後年の追加であると考えられる部分は、現時点では改変の記録がなく把握が不十分であ

るためこのまま維持する。学術的調査研究を継続、全容解明後の撤去等を検討する。

内部を公開するにあたり、解説板の設置など当該建造物の機能の理解に資する整備の実施および心理柵の設置など文化財のき損を防ぐ整備の実施を検討する。

具体的整備内容の検討

- 損傷部分の補修
- 保存のための整備方法の検討
- 内部公開のための解説板の設置およびき損防止の心理柵等の設置検討

①－ 7 弾道管

【機能と現状】

燃焼実験室の発射室および加賀公園内の射塚とともに隠蔽式発射場を構成する。内部に電気線を通しており速度計機能を備え、発射室から発射された弾速の測定の機能を担っていたと思われる。

火薬製造所時代は西部を燃焼実験室と連結し、東部は加賀公園内の射塚に連結していたものと考えられるが、戦後燃焼実験室とは切断され、現加賀公園部分は除去されているとともに、中央部分が切断された。その結果、当時は全長が 50m であったが、現在長は 30.5m となっている。

管の外側が一部破損しており、内部の鉄線がむき出しとなっている部分がある。

【整備活用計画】

劣化度調査を基にした保存整備を行うとともに、外観公開とする。

燃焼実験室発射室および射塚と連結していた状況を示すことが、当史跡の本質的価値の一つである「先進的な測定技術が火薬生産へ導入された」という価値を理解するのに有効であるが、隠蔽式発射場の復元のための調査が不足していることから、現状は破損部分の修復や保存のための整備を実施するとともに、復元のための調査を継続する。

具体的整備内容の検討

- 破損部分の修復
- 劣化度調査に基づく保存整備
- 外観公開のための解説板の設置

①－ 8 発射場基礎

【機能と現状】

露天式発射場における弾速検査のための銃砲の発射地点の遺構が発射場基礎である。

検測儀の使用など西洋式発射計測機能を用いた弾丸速度測定が行われていた場所が露天

式発射場であり、西側の発射小屋および東側の加賀公園内に埋没する射塚で構成されていた。

発射小屋は平成 17 年頃解体除去されており、現在はコンクリート製の建物基礎を残すのみとなっている。

【整備活用計画】

発射小屋の資料が不足しており再現は極めて困難であるため、発射場基礎は盛土などの遺構保護整備を行ったうえで平面表示や解説板の設置などを検討する。

ただし、露天式発射場の再現が、当史跡の本質的価値の一つである「先進的な測定技術が火薬生産へ導入された」という価値を理解するのに有効であることから、発射小屋の再建など、可能な限り終戦前の状況を再現する整備をめざし学術的調査研究を継続する。

具体的整備内容の検討

- 盛土など遺構保護のための整備方法の検討
- 解説板の設置

①- 9 土塁(南側・北側)

【機能と現状】

A 地区中央部分に 2 本遺存しており、これらの土塁に挟まれる形で露天式発射場が設置されている。火薬の製造、試験、及び貯蔵の際の爆発防護構造物としての目的で、大正 10 年以前に構築されたものである。

北側土塁には 2 本の直交する土塁があったが、東側の土塁は撤去され、現在は西側に 1 本が現存するのみである。また南側土塁は昭和 30 年代まで北側土塁と同じ高さ（約 2.7m）を有していたが、その後削平されている。

両土塁とも遺構保護のため盛土が施され、北側土塁の南西部には崩落の恐れがあったため擬木、西端部にはシートパイルによる土留めがそれぞれ施工されている。加賀公園内に位置する両土塁の東端部は、公園園路設置のため切土、盛土され発射場としての修景は失われている。

【整備活用計画】

土塁自体に高低差を生じていることから危険防止のため周辺からの外観公開部分とする。

火薬の製造、試験、貯蔵の爆発防護構造物としての機能を表現することが史跡の理解に資するのに最適な方法であるが、往時の土塁構造の詳細が把握できていないことから、現状を保存する整備を実施するとともに、復元のための学術的調査研究を継続する。

北側土塁の西端部の土留め（シートパイル）は、擁壁の設置など往時の修景と誤認されないような仕様への変更を検討する。

具体的整備内容の検討

- 崩落防止など遺構保存方法の検討
- 南北両土塁の土留め施工の検討
- 土塁上に植生する樹木の伐採などの整備検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

①-10 射塚

【機能と現状】

露天式発射場および隠蔽式発射場の標的である。

露天式発射場の射塚は、加賀公園内の築山西北部に設置された煉瓦コンクリート造の構造物で、加賀公園の造成に伴い現在は上部構造のみが露出し下方部が埋設されている。

露天式発射場の南側に隠蔽式発射場が設置され、燃焼実験室の発射室、弾道管および射塚で構成されていた。この隠蔽式発射場の射塚も加賀公園造成時に地下に埋設されたか除去されており、現在は確認することができない。

また、射塚正面部分についても同様に盛土され発射場としての理解が困難な状況である。

【整備活用計画】

火薬の品質を均一化するための弾道検査は当史跡における主要な機能であることから、露天式発射場および隠蔽式発射場の復元をめざすが、現状では射塚構造の詳細の把握が不十分であることから、現状保存により遺構の保護をめざす。

また露天式、隠蔽式発射場の復元に向けた学術的調査研究を継続する。具体的には加賀公園造成による埋設部分の発掘調査や、射塚躯体部分の構造調査などを検討する。

具体的整備内容の検討

- 埋設部分の発掘調査
- 遺構保存方法の検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

①-11 擁壁

【機能と現状】

隠蔽式発射場と電気軌道敷の間に設置されたもので、何らかの目的で研究施設と軽便軌道を隔てる目的があったものと思われる。

鉦滓煉瓦(※)塀と鉄筋コンクリート塀が連結された形状で、火薬製造所時代は燃焼実験室南側沿いから隠蔽式発射場射塚付近まで設置されていたが、現在は鉦滓煉瓦塀4スパン、鉄筋コンクリート塀1スパンの約12m部分および燃焼実験室南側沿いに鉦滓煉瓦塀の基礎部分を残すのみである。

鉍滓煉瓦塀は経年劣化により目地部分や鉄筋コンクリート塀との取次部分に損傷が見られ、基礎のみが遺存する部分も亀裂などの損傷が進むなど、状態は不良である。

※鉍滓煉瓦：金属精錬の際に発生する不純物である鉍滓（スラグ）を利用して成型した煉瓦であり、強度は通常の煉瓦と同等である。

【整備活用計画】

外観公開部分とし、劣化度調査に基づく損傷部分の修復および保存方法の検討を行う。

また、近接の電気軌道敷跡は、公園園路として整備を検討していることから、安全確保と倒壊防止のため、耐震補強の方法についても検討する必要がある。

戦後の撤去部分については、擁壁の設置目的の把握が不十分であることなどから現時点では復元を行わず、学術的調査研究を継続し全容の解明をめざす。

具体的整備内容の検討

- 劣化度調査に基づく損傷部分の修復および保存方法の検討
- 倒壊防止のための補強方法の検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

①-12 地下貯蔵庫

【機能と現状】

常温貯蔵室の北側に設置された露天式の地下貯蔵庫で、貯水機能を備えている。発火温度が低い無煙火薬を長期保存する際に水蓄する手法が取られていたと考えられる。

後年の改変により現在は上部が鉄板でふさがれている。

【整備活用計画】

火薬の保管方法として常温・加温の他に水蓄冷水機能を設けた貯蔵庫があったことを表現することが史跡の価値の理解につながるため、上部の鉄板を除去し開口部を露出した状態での展示を検討する。

なお開口部からの雨水の流入による劣化や、見学者の転落防止の観点から、半密閉式施設の覆屋を設置するなど、適切な展示方法を検討する。

具体的整備内容の検討

- 劣化度調査に基づく保存整備方法の検討
- 適切な展示方法の検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

①-13 加温貯蔵室試験火薬仮置場基礎

【機能と現状】

①-5 加温貯蔵室に併設し、同様の機能を有していたものと考えられ、現在は基礎部分のみが残る。

【整備活用計画】

①-5 加温貯蔵室と同様、火薬の貯蔵機能を理解することができる遺構であることから外観展示を検討する。現時点では除去された建造物の詳細な構造が不明のため復元整備は行わず、全容解明のための学術的調査研究を継続する。

具体的整備内容の検討

- 劣化度調査に基づく保存整備方法の検討
- 適切な展示方法の検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

①-14 軽便鉄道軌道敷跡

【機能と現状】

軽便鉄道は明治39年度に陸軍によって敷設され、板橋区と北区に展開した軍の工場や施設間を結び、各工場の暖房や動力用ボイラーなどに使う石炭などの物資や製造された製品の運搬、製造所内外を含む従業員の連絡用などの運搬の役割を担っていた。

現在は燃焼実験室南側と王子新道との間に、A地区西端部（旧野口研究所部分）から加賀公園入口付近まで道路状の遺構が残る。

旧野口研究所部分では玉砂利を含むコンクリート敷の土台部分が確認できるが、加賀公園部分では、整備により遺構の状況を確認することができない。

【整備活用計画】

加賀公園部分の遺構の状況の確認が不十分であるため、発掘調査の実施を検討する。また、当史跡の本質的価値の一つである「首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する」という価値を理解するためには軌道敷を露出し展示することが最適であるが、軌道敷上はA、A'地区間の通行部分として想定されていることから、遺構の劣化を防ぐため盛土を行ったうえで、コンクリート敷、枕木、レールを模した平面表示を検討する。

具体的整備内容の検討

- 盛土等遺構面保護のための整備
- 発掘調査による遺構確認

- 軌道幅の表示など、平面表示方法の検討
- 解説板の設置検討

①-15 ガラス窓枠

【機能と現状】

①-6 爆薬製造実験室において、東壁部分に設置されていた。曳家工事の際に当該部分を取り外し、史跡指定地内で保存している。

窓ガラス部分に破損が見られるなど、劣化が確認できる。

【整備活用計画】

①-6 爆薬製造実験室と一体をなすものであり、外観展示が適当である。

破損部分は修復せず、保存整備を行ったうえで、①-6 爆薬製造実験室付近での展示を検討する。

具体的整備内容の検討

- 保存整備方法の検討
- 展示方法の検討
- 解説板の設置検討

②A'地区

②-1 築山

【機能と現状】

近世に造営された人工の山で、加賀藩下屋敷時代の池泉回遊式庭園を構成し、資料上は「大山」や「高山」と称される。火薬製造所の開設後、当地で製造された火薬の効力試験の必要が生じたことから、明治10年から検測儀を使った試験射撃を開始し、その際に弾丸を受け止める射塚となったのが築山である。

その後、①-10 射塚で示した通り、露天式発射場、隠蔽式発射場の整備が行われた中で、築山に煉瓦コンクリート造、鉄筋コンクリート造の射塚が設置されている。

現在は築山頂上部および北西部に広場が設けられ、特に北西部の広場からはA地区方面を一望できる。

なお、現在確認できる唯一の加賀藩下屋敷に関する遺構であり、区は昭和63年度に築山を含めた加賀公園を「加賀前田家下屋敷跡」として登録記念物（史跡）としている。

【整備活用計画】

火薬の品質を均一化するための弾道検査は当史跡における主要な機能であり、その的となった築山の修景の復元をめざすが、現状では往時の修景の把握が不十分であることから、

現状保存により遺構保護を行うとともに、修景の復元に向けた学術的調査研究を継続する。

また「加賀前田家下屋敷跡」として区の登録記念物（史跡）となっていることから、加賀藩下屋敷の遺構としての展示方法も併せて検討する。

北側斜面には根茎が露出した樹木があり、倒木の恐れもあることから、伐採および法面の崩落防止整備を検討する。

築山内を回遊する園路や広場は、前述の修景復元を実施するまでは現状を維持するが、丸太階段部分など、経年劣化が見られる部分はその機能を更新するなど、来場者の安全確保のための整備を検討する。

具体的整備内容の検討

- 復元に向けた学術的調査研究の継続
- 解説板の設置など、展示方法の検討
- 危険樹木の伐採と崩落防止措置の検討
- 劣化部分の機能更新

②- 2 燃焼実験室跡

②- 3 危険薬品庫跡

②- 4 試験火薬置場跡

②- 5 火気仮置場跡

②- 6 準備室跡

②- 7 常温貯蔵室跡

【機能と現状】

②- 2 から②- 7 は、火薬研究所時代の遺構である。火薬研究に関する機能を有していたものと思われるが詳細は明らかではない。加賀公園整備工事により解体、撤去され、現在は地上に遺構を確認することができない。

【整備活用計画】

公園機能の充実をめざすエリアであることから、建造物等の復元の整備はせず、解説板等での表示を検討する。

地上には顕著な遺構が存在しないが、地下遺構が埋没する可能性があるため、発掘調査などの学術的調査研究の実施を検討する。

具体的整備内容の検討

- 展示方法の検討
- 学術的調査研究の実施検討

③ B地区

③-1 物理試験室（理化学研究所CDE棟）

【機能と現状】

C棟、D棟、E棟の3棟が連結した建物であり、C棟は昭和13年設置の鉄筋コンクリート平屋建、D棟は明治40年設置の煉瓦造平屋建、E棟は昭和6年設置の鉄筋コンクリート平屋建である。

煉瓦造のD棟は当初光沢室であり、火薬の静電気防止のために黒鉛で光沢処理を行う工程を担う機能があった。その後C、E棟が設置、連結され物理試験室となり、火薬の密度試験や粒度試験などの物理試験が行われていたが、部屋ごとの使用方法は資料不足により十分把握できていない。戦後は理化学研究所が入所し、宇宙線の観測研究などの基礎研究の実績により日本物理学界の中心的場所となっていた。

内部は改変が多いが、火薬製造所時代の遺構としてはD棟の電気軌道レール跡や鉄骨リベット接合の小屋組みが、戦後の遺構としては理化学研究所による宇宙線観測機器設置のための設備や電子計算機の設置跡である床構造が挙げられる。

躯体は耐震診断により、C、D棟について耐震補強が必要との結果が出ている。

【整備活用計画】

前項で記述したB地区の整備目標「火薬製造所・研究所の施設が、戦後自然科学系の研究所として利用され、科学技術研究の拠点となった歴史を学び、地域産業、科学技術が結びつく板橋の未来を創造する地区」に基づいた整備を行うため、および本史跡の「戦後復興期には先進的科学技術研究の拠点となり、世界に発信された」という本質的価値の理解に資する表現を行うための整備を検討する。

外観の展示に加え、内部にも史跡の本質的価値を示す遺構が残っていることから、耐震補強方法の検討を含め内部公開に向けた整備を検討する。

当地区は戦後の理化学研究所による改変部分も含めた本質的価値を展示する地区であることから、原則として現状の維持をめざすが、活用上必要である場合は、前述の部分および部位設定と保護の基本方針に従い、学術経験者や文化庁などの関係機関と協議のうえ撤去・更新を検討する。

また、物理試験室の内部の詳細は資料的制約から把握できておらず、物理試験室としての内部状況の復元は困難であることから、内部は戦後の価値の理解に資する整備を検討するとともに、史跡の構成要素としての理解を妨げない範囲で、ガイダンス施設や、休憩施設、管理施設、便益施設を設置し、建造物の積極的な活用を図る。内部整備の詳細については、「11 公開・活用およびそのための施設に関する計画」で記載する。

外観の具体的整備の検討

○外壁の損傷部分の修復方法の検討

- 耐震補強方法の検討（内外観共通事項）
- 外壁塗装の除去検討
- 解説板の設置検討

内部の具体的整備の検討

- C棟コンクリートブロック施工部分の倒壊防止工法検討
- 耐震補強方法の検討（内外観共通事項）
- 戦後改変部分の撤去部分・部位の検討
- 『保存活用計画』第7章で記載した「産業ミュージアム」の整備検討

※外観・内部の整備方法については、建造物調査を基に定めた83頁に記載の「部分および部位設定と保護の基本方針」に従い検討する。なお、部分部位の評価については巻末資料に添付する。

③-2 爆薬理学試験室（理化学研究所B棟）

【機能と現状】

鉄筋コンクリート造平屋建、地下1階建であり、昭和9年から12年の間に設置されたものである。火薬製造所時代は何らかの試験が行われていた施設であるが資料的制約から詳細は不明である。戦後は理化学研究所によりX線棟研究室、セミナー室として使用されていた。

改変が多く行われている一方で、北側私道側の4か所の庇や、石神井川側に意図的に低く掘り込まれた地形、東部分のバルコニーなど、爆薬理学試験室時代の状況をよく示す箇所が遺存する。

躯体は耐震診断により、耐震補強が必要との結果が出ている。

【整備活用計画】

前項で記述したB地区の整備目標「火薬製造所・研究所の施設が、戦後自然科学系の研究所として利用され、科学技術研究の拠点となった歴史を学び、地域産業、科学技術が結びつく板橋の未来を創造する地区」に基づいた整備を行うため、および本史跡の「戦後復興期には先進的科学技術研究の拠点となり、世界に発信された」という本質的価値の理解に資する表現を行うための整備を検討する。

なお前述の爆薬理学試験室時代の遺構については、史跡の本質的価値を示すものとして保存措置を行ったうえでの展示整備を検討する

外観の具体的整備の検討

- 外壁の損傷部分の修復方法の検討
- 耐震補強方法の検討（内外観共通事項）

- 外壁塗装の除去検討
- 解説板の設置検討

内部の具体的整備の検討

- 耐震補強方法の検討（内外観共通事項）
- 戦後改変部分の撤去部分・部位の検討
- 『保存活用計画』第7章で記載した「産業ミュージアム」の整備検討

※外観・内部の整備方法については、建造物調査を基に定めた83頁に記載の「部分および部位設定と保護の基本方針」に従い検討する。なお、部分部位の評価については巻末資料に添付する。

- ③-3 爆破用コンクリートアンカー
- ③-4 井戸

【機能と現状】

③-1 物理試験室の南側、石神井川側に位置する。爆破用コンクリートアンカーを吊り上げ井戸に蓋をし、井戸内の水中で爆破実験を行っていたとされるが詳細は不明である。

【整備活用計画】

火薬の品質試験に関する遺構であり、外観展示が妥当である。

なお躯体の劣化防止や見学者の転落防止の観点から、半密閉式施設の覆屋を設置するなど、適切な展示方法を検討する。

具体的整備内容の検討

- 劣化度調査に基づく保存整備方法の検討
- 適切な展示方法の検討
- 外観公開部分としての柵等の設置および解説板の設置検討

- ③-5 宿舎コンクリート基礎

【機能と現状】

B地区東側、愛誠病院前入り口付近に遺存する。戦後理化学研究所により宿舎が設置されたが現在は撤去されており、その基礎であると思われる。

理化学研究所宿舎の構造等詳細は不明である。

【整備活用計画】

往時の内部構造や機能は不明であることから、復元等の整備は行わず、基礎部分の劣化防止のための盛土による保存措置を行った後、平面表示による展示を検討する。

具体的整備内容の検討

- 盛土等遺構面保護のための整備
- 展示方法の検討
- 学術的調査研究の実施検討

③- 6 中性子線観測所土台

【機能と現状】

B地区中央部、石神井川側に遺存する。昭和40年代に理化学研究所により設置された中性子線観測所の土台部分である。

中性子線観測所の建物部分は現在除去されており、わずかに土台部分が残る。

【整備活用計画】

往時の内部構造や機能は不明であることから、復元等の整備は行わず、基礎部分の劣化防止のための盛土による保存措置を行った後、平面表示による展示を検討する。

具体的整備内容の検討

- 盛土等遺構面保護のための整備
- 展示方法の検討
- 学術的調査研究の実施検討

3 動線計画

本節では、公共交通機関の駅などの各交通拠点から史跡指定地までのアクセスルート例、およびエントランスや園路などを中心に史跡指定地内の周遊ルートや動線について2つに分けて人の流れを想定し、効率的かつ観光・商業振興などの視点からの効率的な回遊性や効果的な見学、快適な公園での滞在に向けた検討を行う。

(1)史跡指定地までのアクセスルート

①基本的な考え方

板橋区は、江戸時代に整備された五街道の一つ「中山道」とその脇街道である「川越街道」が南北に走り、豊かな街道文化が育まれ、古くから交通の要衝として発展してきた。江戸末期から明治維新における中山道は、皇女和宮降嫁の行列が通り、東山道征討の官軍が駐留し、近藤勇の処刑が行われるなど、目まぐるしい変転の舞台となったが、このような歴史的背景を踏まえ、板橋地域（北：都営三田線の板橋本町駅、南：JR埼京線板橋駅、東：史跡公園、西：ハッピーロード大山商店街の川越街道口・大山福地藏付近で囲まれたエリア）において、史跡公園が「扇の要」の役割を果たすことで、産業・観光振興の新たな方向性を見出し、更なる発展を促進していく。

「板橋区観光振興ビジョン2025」（平成30年2月策定）では、板橋のめざす観光を「有名観光地を訪れるのではなく、何気ない普段着のまま歩くことのできる、日々の暮らしを体験するもの」「地域の様々な資源や魅力を知って、観て、体験できる、その地の歴史や文化を感じる、懐かしさと新しさに出会えるまち」としている。

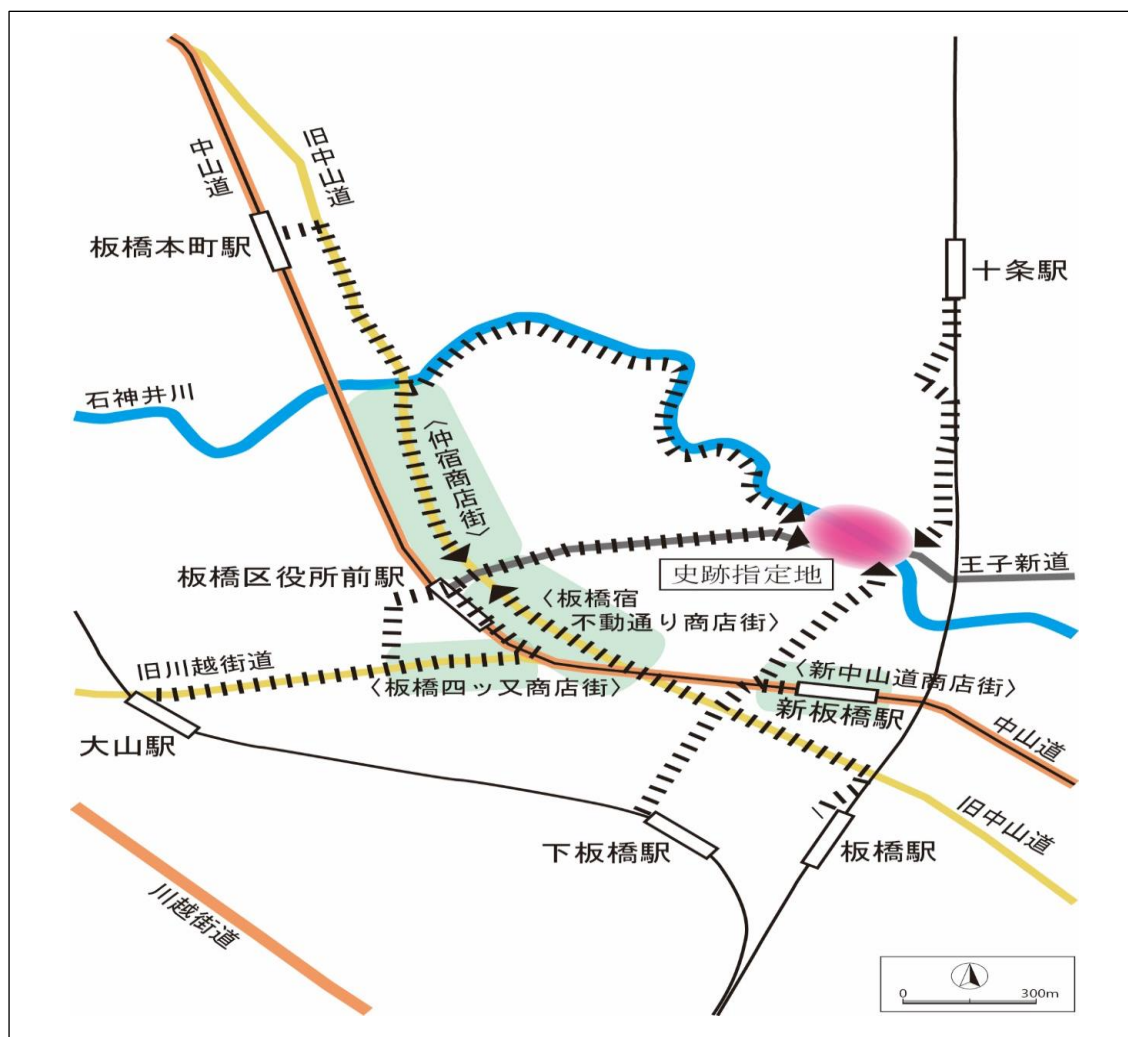
そのため、史跡公園が持つ重層的な歴史的価値とともに、旧中山道「板橋宿」の面影を残す商店街や、板橋と北区王子方面の工業地区とを結ぶために明治時代に開通した王子新道、昭和に入り旧川越街道沿いに発達した商店街、また、今後、東武東上線踏切から川越街道に至るまでの部分が完成する予定の補助26号線や、都市再生の取組が進行中のJR板橋駅西口や大山駅周辺、そして、石神井川の桜並木など、板橋地域のストーリー性を感じながら回遊することで、新たな交流とにぎわいの創出をめざす。また、回遊にあたっては、徒歩はもちろんのこと、既に実験導入している自転車シェアリングの活用も想定する。

史跡公園は、西の「哲学堂公園」（中野区）方面から、大谷口水道タンクや大山再開発エリア、健康長寿医療センター（渋沢栄一記念コーナーや銅像）、東板橋公園、東板橋体育館と植村直巳冒険館との複合施設等、補助26号線と王子新道で結ばれるルートと、区の名前の由来と言われている『板橋』が架かり桜並木で有名な石神井川の緑道とが交わる箇所に立地している。そして、そこから東に向かうと、十条や王子、飛鳥山公園など北区方面に存在する各種文化財や歴史スポットなどを巡ることができることから、東西散策ルートの「要」にもなり得る可能性を持っている。

また、南北方向では、巢鴨地蔵通り（豊島区）から滝野川（北区）、J R板橋駅と、旧中山道を通ってのアクセスが可能であり、一方、自転車道の整備が進んでいる環状六号線においては、新宿方面から「板橋宿」付近の中山道で合流することから、広域からの集客もめざすことができる。

以上のことから、史跡指定地までのアクセスは、鉄道やバス、自動車、自転車、徒歩などのすべてを想定し、一方で、板橋地域内における回遊については、徒歩や自転車といった「人間中心」の移動手段を基本と考える。

具体的には、地域の外縁部に存在する幹線道路や鉄道駅などの地点から、地域内を回遊するのに効果的なルート（通り）を設定し、そのルートを選択しながら史跡公園まで誘導するよう、地域を挙げたハード・ソフト両面からの環境整備（民・産・学・公の連携・協力による取組）を行っていく。



図〇〇 動線計画概念図

②史跡指定地までのアクセスルート例

②-1 板橋駅・新板橋駅ルート (図〇〇参照)

旧中山道から王子新道を通り、史跡指定地に至るルートと、旧中山道を右折し、中山道を横断、板橋五中横を通るルートが挙げられる。



アクセスルート例図 (②-1 板橋駅・新板橋駅)

②-2 板橋本町駅ルート（図〇〇参照）

板橋本町駅から環七通りを右折、旧中山道に入る。旧中山道をそのまま南下し、王子新道方向へ左折、史跡指定地に至るルートと、石神井川にかかる「板橋」を左折し、石神井川沿いを辿り史跡指定地に至るルートが挙げられる。



アクセスルート例図（②-2 板橋本町駅）

②-3 大山駅・板橋区役所前駅ルート（図〇〇参照）

大山駅から旧川越街道、中山道を經由、王子新道を経て史跡指定地に至るルートである。



アクセスルート例図（②-3 大山駅・板橋区役所前駅）

②-4 J R埼京線十条駅ルート（図〇〇参照）

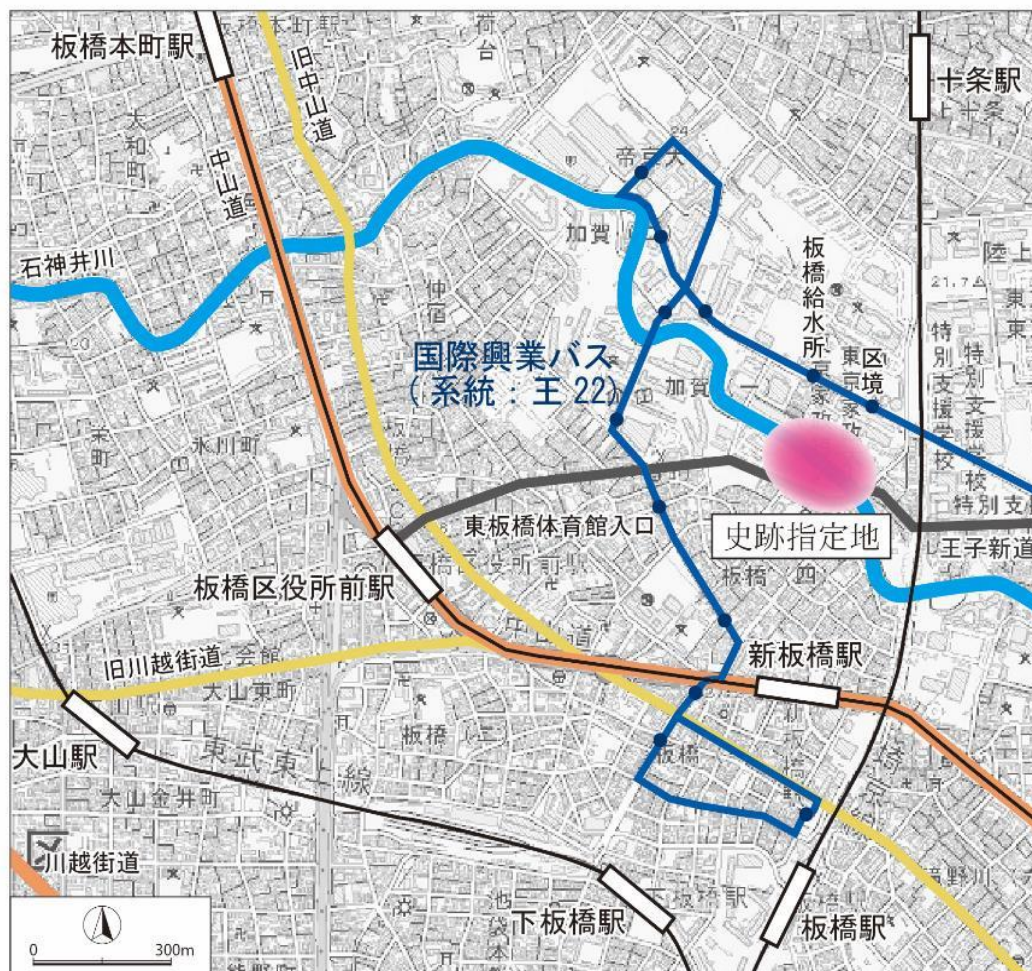
J R埼京線十条駅からのルートは図〇〇のとおりである。途中北区立中央図書館として活用されている東京第一陸軍造兵廠 275 号館や、北区立中央公園文化センターとして活用されている東京第一陸軍造兵廠本部事務所など、史跡指定地への道すがら、東京第一陸軍造兵廠時代の遺構を確認することができる。



アクセスルート例図（②-4 J R埼京線十条駅）

②-5 近隣バス停からのアクセス (図〇〇参照)

王子駅-板橋駅 (国際興業バス: 王 22) 路線上のバス停 (「区境」・「板橋給水所」・「東板橋体育館入口」) からのアクセスが至近である。



アクセスルート例図 (②-5 バス停からのアクセス)

②-6 駐車場の設置に関する考え方

文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備の手引き』(同成社、2005、I 総説編、112 頁)によると、「史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として指定地外とする」とされている。

また『保存活用計画』では、史跡と周辺地域との回遊性の構築について、近隣諸駅・諸バス停留所などから徒歩等で史跡へアクセスすることで、その道すがら商店街をめぐり、文化遺産・関連文化財を見学することで史跡への理解を深めるとともに地域の活性化に寄与していくことを念頭におくとしている。

史跡公園の来場者が、史跡のみならず地域に点在している様々な街の魅力を観て回ると

いう回遊性を構築し、観光振興、商店街振興、産業振興、ひいては地域全体の活性化に寄与するためには、史跡公園内に限定しかなない史跡指定地内に駐車場を設置する方策よりも、近隣に多数所在する民間の駐車場の活用や、シェアサイクル・ポートの設置、区施設の駐車場の活用などの手法について検討を進め、利便性の確保について議論を重ねていくことが重要である。

なお、周辺地域との回遊性の構築に向けた具体的な事業例は、本章「8 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画」および「10 公開・活用に関する計画」(1)⑤において示す。

③環境整備

公共交通機関の駅などの各交通拠点から、アクセスルートを通して史跡指定地まで訪れる際、道すがら地域に点在する様々な街の魅力を見学・体験し、来場者に楽しんでもらうためには、アクセスルート周辺におけるハード・ソフト両面の環境整備を実施することが効果的であると考ええる。

史跡公園とその周辺地域の魅力を巡り、板橋を好きになってもらうための検討しうる施策を下記に列挙し、今後の史跡公園整備の中で検討を深めていく。

- ・板橋地域を特別な空間として他の地域と差別化するための明確な境界となるシンボルを配置する。地域の外縁部、特にアクセスルートや橋、駅・駅前広場、商店街アーチ・街路灯などに、キャッチコピー等のデザインを施した「装飾アーチ」や「統一フラッグ」「表示板」「垂れ幕」などを設置する。
- ・板橋地域の中心部に位置する古民家『板五米店』（仲宿商店街）を観光拠点として活用する。
- ・鉄道駅（駅前広場を含む）や観光（案内）スポット（いたばし観光センター、板五米店、史跡公園、板橋、商店街事務所など）等に板橋地域の歴史的背景と合致するデザインの地図・案内表示の設置。
- ・円滑な地域内外の移動を確保するためのサイクルポートの充実
- ・統一デザインされた「日除け暖簾」「提灯」「歩道のカラー舗装」「屋号看板」「植栽」「法被（はっぴ）」
- ・「板橋のいっぴん」とともに、史跡や板橋宿、加賀藩ゆかりの金沢市などの交流自治体にちなんだ商品、製品、フードメニュー等の開発・販売
- ・時代やテーマ性を感じられる祭り・イベントの実施
- ・国の重要文化財に指定されている北区の「晩香廬」や「青淵文庫」など、板橋地域のみならず、隣接区の文化財や観光資源と連続した新たな「散策コース」の開発、観光大使・観光ボランティアによる「まち歩きツアー」の実施
[時代・テーマの設定例]
- ・江戸→「板橋宿（中宿・板橋宿・平尾宿）」「加賀藩下屋敷」「縁切榎」、「宇喜多秀家」

「近藤勇」「商店街（板橋駅前本通り商店街、新中山道商店街、板橋宿不動通り商店街、仲宿商店街、板橋本町商店街、坂町商店会）」「板橋縁宿事業」などの資源をいかした「街道・宿場文化」「金沢（加賀前田家）」をテーマ

- ・昭和→「桜」「石神井川」「商店街（中板橋商店街、愛染商栄会、双葉さくら通り商店会、板橋本町商店街）」などの資源をいかした「昭和の懐かしさ・下町風情」をテーマ
- ・令和→都市再生地区の開発（補助26号線整備や東上線連続立体交差化事業などの都市計画事業を含む）に伴う密集市街地で生み出す開放的な都市公共空間や先進的な施設での「未来を担う子どもの遊び場・学習の場」をテーマ

(2)史跡指定地内の周遊ルート

①エントランス

現在記録で確認できる最古の板橋火薬製造所稼働時のエントランスは現在の加賀西公園付近であり、史跡指定地にはエントランスを確認することができず（大日本陸地測量部王子図 明治42年）、また火薬製造所閉鎖時までこのエントランスが使用されており、史跡指定地は万年堀で囲われていた記録が残っている（東京第二陸軍造兵廠本部及板橋製造所構内図 昭和18年）が、往時のエントランスを再現することは現在、東板橋体育館、加賀西公園として使用されていることから困難であるため、加賀公園や旧理化学研究所をはじめとした現状のエントランスを使用することを前提とする。また、新たに設置する必要がある場合は、往時のエントランスであると誤認されないような意匠、仕様の選定を検討する。

【A地区】

前項で記載したアクセスルートからの入場を想定し王子新道沿いに1か所（入口A-1）、A地区とB地区との接続を考慮し、石神井川沿いに1か所のエントランス（入口A-2）の新設を検討する（図〇〇参照）。

王子新道側入口A-1は、道路境界線から歩道状空地（後述）の敷地を確保した部分に、地下遺構の埋蔵を発掘調査のうえ、確認し設置することとする。このエントランスは展示資料の搬入車両や植栽管理などの管理用車両の進入を想定した仕様とする。

石神井川側入口A-2はB地区への接続を確保するために、効率性や安全性などを検討し最適な場所にエントランスを設置する。なお、A地区と石神井川緑道間には約2m程度の高低差が生じているため、階段及びスロープの設置を併せて検討する。

【A'地区】

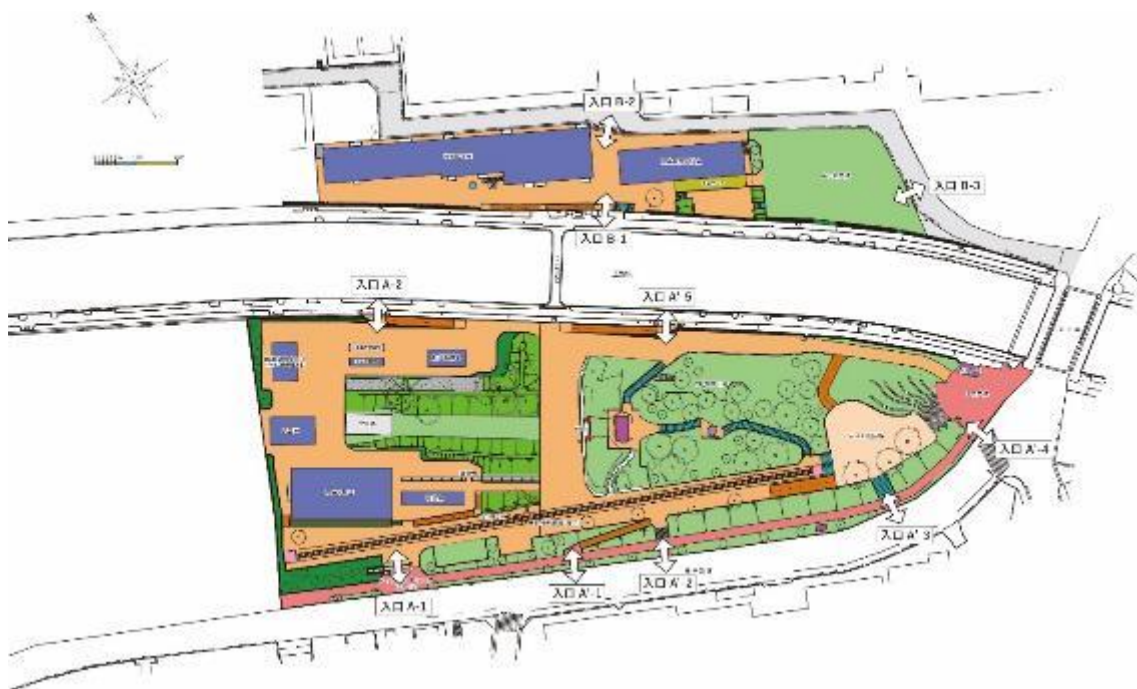
加賀公園に現在設置されている王子新道側4か所（入口A'-1、A'-2、A'-3、A'-4）および石神井川側1か所（入口A'-5）の出入口については、公園利用者の動線を考慮した上で機能の検証を行い、整備方法を検討する（図〇〇参照）。

【B地区】

現在B地区外周は閉鎖管理のため外柵が設置されているが、今後もその機能は維持し、仕様等は必要に応じて修景に合わせ更新する。エントランスはアクセスルートからの入場と、A、A'地区との接続を想定して石神井川緑道側(入口 B-1)および北側私道側(入口 B-2)に設置を検討する(図〇〇参照)。

現在理化学研究所B棟およびCDE棟間に設置されているトイレは史跡の本質的価値を構成する要素ではないため撤去し、管理車両の出入口としての機能も併せ持ったエントランスの設置(入口 B-2)を検討する。また既存の出入口である愛誠病院正門付近のエントランス(入口 B-3)はJR十条駅からの推奨アクセスルートからの入場を想定して維持する。

石神井川側のエントランス(入口 B-1)は史跡部分の遺構の埋蔵を発掘調査し、確認したうえで設置する。この場合、B地区と石神井川緑道間に高低差を生じているため、階段およびスロープの設置を検討する。



図〇〇：エントランス想定

②園路

園路整備は来場者の効率的な回遊性や効果的な見学、快適な公園での滞在の観点から、史跡の保存に考慮しながら実施する。

仕様・構造は区の公園整備の指針に準拠し、可能な限りユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく。

園内の回遊ルートについては、エントランスが複数あることから、多方向からの入場が想定され、見学順路を設定するが来場者の自由な散策を想定する。またガイド等による案

内を実施する場合のモデルコースを設定し、来場者が史跡を理解しやすく、ガイドが説明しやすい園路を整備する。モデルコースは、所要時間や目的など、来場者の希望に合ったコースを提供できるよう複数のコースを設定する。

【A地区】

史跡の理解を促す順路を設定しつつも、来場者が自由に遺構・建造物間を回遊できることにも配慮し、仕様を決定する。園路の設置場所については、遺構・建造物間に設けることとし、必要に応じて盛土等で遺構面を保護したうえで、史跡の修景とあった舗装材で舗装する。

王子新道側エントランスとA地区中心部との間や、燃焼実験室西側とマンション建設地の間など高低差がある部分については、階段やスロープなどの高低差解消の機能を設置することを検討する。なお、燃焼実験室西側とマンション建設地との間については、展示資料の搬入車両や植栽管理などのため、管理用車両の通路としての機能を持たせる。

A地区とA'地区の動線は、王子新道側についてはA地区の歩道状空地とA'地区の王子新道側園路を連結させる動線と、軽便軌道敷跡上の動線の2系統の設置を検討する。特に軽便軌道敷跡は史跡の本質的価値を理解することにつながるため、必要に応じて盛土などの遺構面の保護対策を施したうえで、往時の線路幅を平面表示するなどの園路整備を検討する。

【A'地区】

原則的には現在整備されている加賀公園部分の園路を活用するが、A地区の整備内容に合わせて整備が必要な部分がある。

A地区の歩道状空地とA'地区の王子新道側園路を連結させる部分に高低差が生じているため、安全な園路通行のため切土などの造成による高低差の解消について検討を行う。

築山は射塚など露天式発射場の整備と併せて園路の設置を検討するが、丸太階段が施工されている部分や築山内に2か所ある広場へのアプローチ園路は、けあげが高い部分や傾斜の大きい部分があり歩行にやや難があるため、より歩行しやすい園路への更新を検討する。

【B地区】

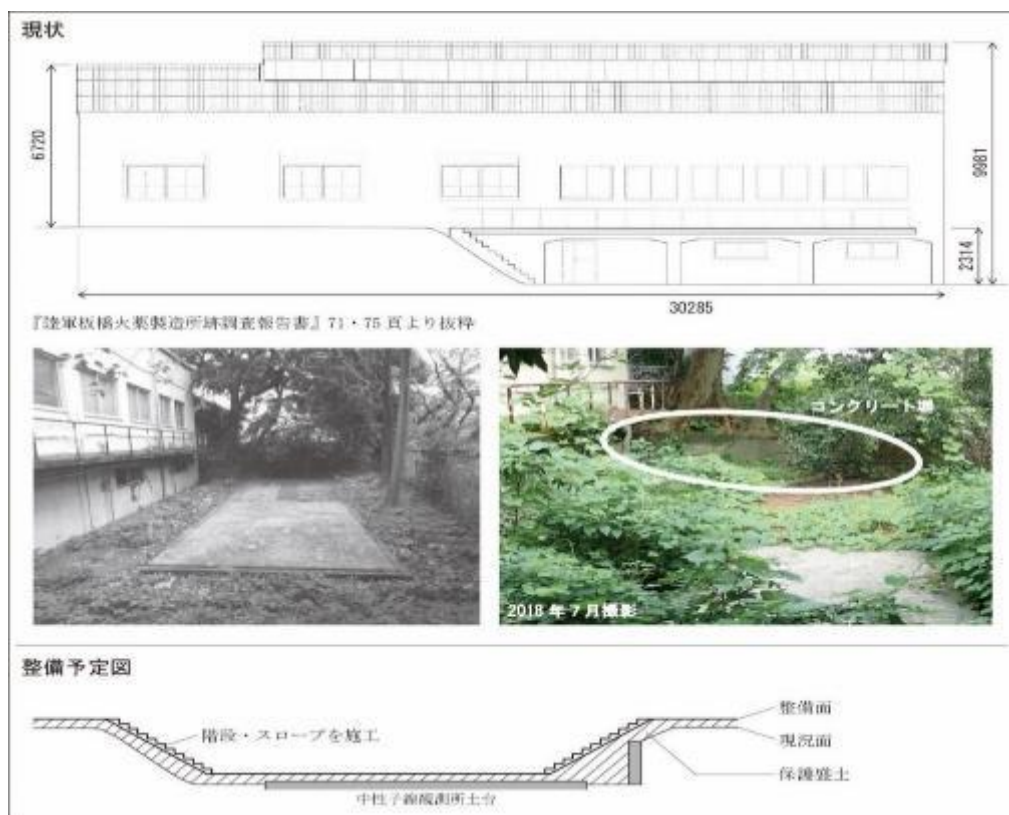
A地区同様、史跡の理解を促す順路を設定しつつも、来場者が自由に遺構・建造物間を回遊できることにも配慮し、仕様を決定する。園路の設置場所については、遺構・建造物間に設けることとし、必要に応じて盛土等で遺構面を保護したうえで、史跡の修景とあった舗装材で舗装する。

石神井川側の園路を整備する際に史跡の構成要素にあたらぬ鉄棒やガス小屋などの障害となる要素は撤去を検討する。また園内通行を阻害する樹木については伐採を検討する（「5 修景及び植栽に関する計画」参照）。

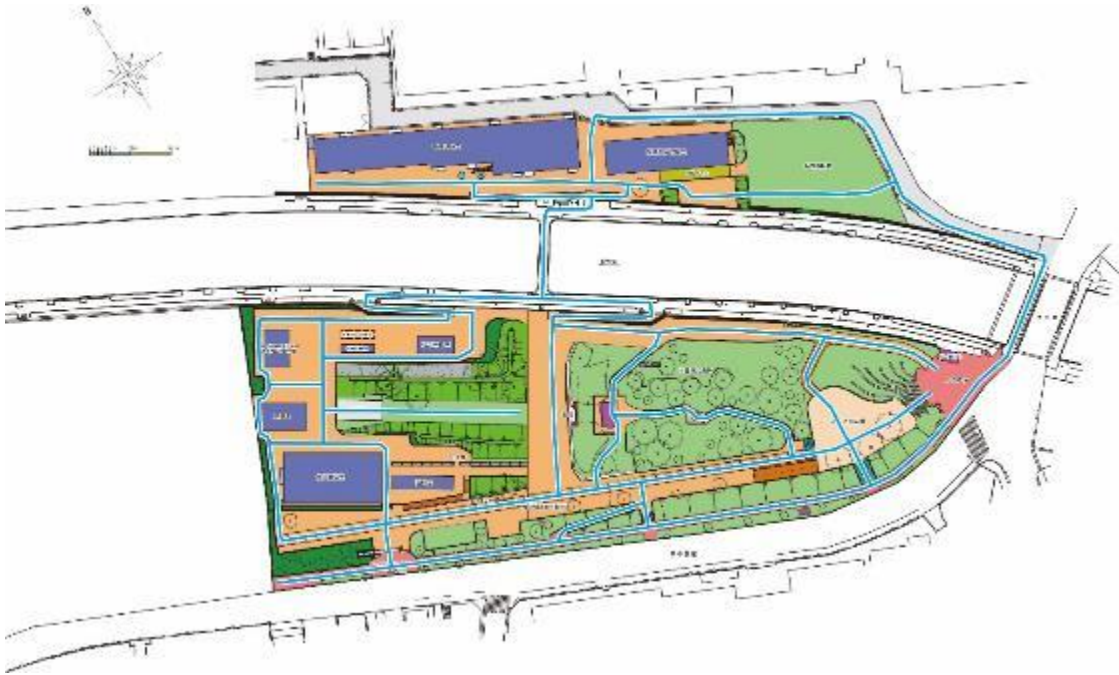
愛誠病院前の現在車両入口となっている部分は、マイクロ加工棟を撤去した上で、多目的

に利用できる広場として整備することを検討する。

B棟の石神井川に面した部分は、火薬製造所時代に意図的に地面が掘り込まれており（図〇〇参照）、当時石神井川から資材などの搬出入に使用されていたと考えられ、物流を把握できる重要な遺構であるため、この地形を保護し、発掘調査を行ったうえで盛土するなどの遺構面の保護を行う。この掘り込み部分には2mほどの高低差が生じているため、その解消のため階段の設置を検討するとともに、車いす等でも見学できるように通行用デッキを設置するなどの園路の設置を検討する。



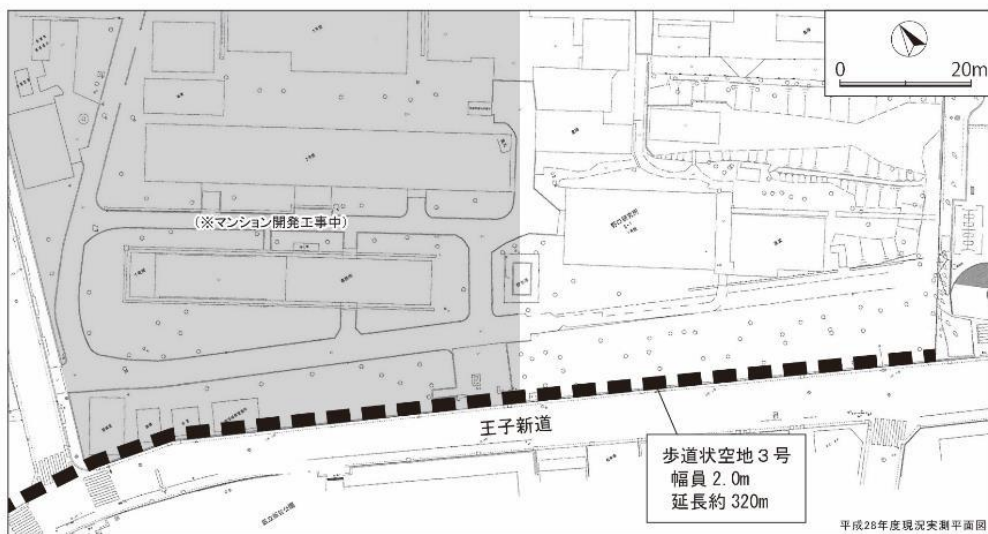
図(要番号振当)：爆薬理学試験室（理研B棟）の整備図



図〇〇：動線想定図

③地区計画における歩道状空地の設置

第1章で記載した通り、区は平成14年、史跡指定地が含まれる「加賀一・二丁目地区地区計画」を策定し、A地区の南側、王子新道沿いに幅員2mの歩道状空地を設置することとしている。史跡整備はこの地区計画に基づき、史跡公園整備の際は、マンション建設予定地からのスムーズな接続およびA'地区の南側、王子新道沿いまでの園路を結ぶ歩道状空地の一体的な整備を検討する。



図〇〇：加賀一・二丁目地区地区計画における歩道状空地の設定図

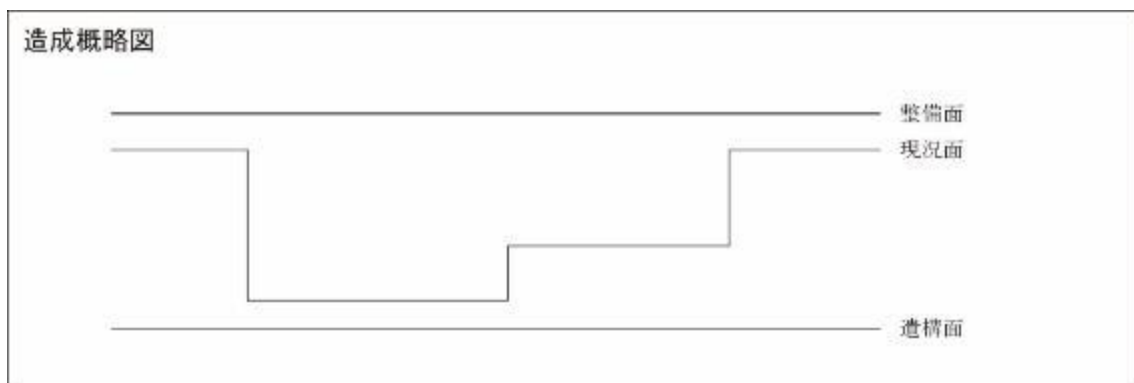
4 地形造成に関する計画

地形造成には盛土と切土があり、史跡等整備の手引きでは「園路等の路床の設置をはじめ、復元展示等の遺構表現のために建築物又は工作物の基礎、導排水施設等の基礎などを設置する場合の支持基盤の造成、斜面の安定化、緑化植物を植栽する場合の基盤造成などを目的として実施するものである。」(史跡整備の手引き III技術編 p 194) とされている。

本史跡は史料的制約から往時の地形の全容把握が困難であることから、地形造成は往時の地形復元をめざすのではなく、発掘調査により遺構面を確定したうえで、遺構面の保護のための盛土を行うなど、遺構面の保存を第一義な目的として実施する。

切土については地下遺構への影響からできる限り回避するが、エントランス部分の高低差の解消や園路の勾配の解消など、整備上必要な場合、また埋没遺構の露出展示など、遺構の表現上必要な場合には、遺構面確定の発掘調査を実施したうえで、切土による整備を検討する。

また排水系統・施設については、排水管の埋設など排水機能の新設が必要となるが、遺構面の調査を実施したうえで、遺構面の保存に配慮しながら実施されなければならない。



図〇〇：地形造成概略図

(1)A地区

過去の土地利用により削平された場所がある。遺構面の確認調査を基に、遺構保護に必要な厚さを決定し覆土した上での整備を検討する。

王子新道に面したA地区南側、および石神井川緑道に面したA地区北側のエントランス設置については、ともに高低差が生じる可能性があるため、発掘調査を実施したうえでの造成を検討する。

(2)A'地区

加賀公園としての地形造成に関する整備がなされている地区で、歴史公園としてこれら施設を維持・管理していくことをめざす。

構成要素である築山は、今後雨などにより土砂が崩落し、史跡の本質的価値である現在の状況を損なうおそれもあることから、土留擁壁の設置、アンカー・モルタル吹付などの法面安定化や法面を緑化するなど、斜面安定を図るための整備を検討する。また築山北側などの地点に、戦前の建造物の遺構が埋蔵する可能性もあることから、発掘による地下遺構の状況調査を実施したうえで盛土による遺構保護を行うなど、現状保存に配慮をした整備を検討する。

(3)B地区

B地区全般の地形造成においては、発掘調査により遺構面を確定したうえで、必要に応じて造成計画を検討する。

石神井川緑道に面するB地区南側に設置を検討しているエントランスについては、高低差が生じているため階段・スロープ設置の造成が必要であるため、適切な位置、規模などを検討する。

また石神井川緑道に面するB地区南側の一帯には、戦前の遺構が埋蔵する可能性があることから、発掘による地下遺構の状況調査を実施し盛土による遺構保護を行ったうえで整備を実施するなど、史跡としての価値を損なうことなく史跡公園の魅力を高めていく整備の実現をめざす。

5 修景・植栽に関する計画

『基本構想』および『保存活用計画』では、「だれもが暮らし続けたいまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実を」図ること、ひいては「史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出」することを基本方針や史跡の望ましい将来像のひとつとして掲げている。また本計画第1章〇〇頁に記載の通り、史跡指定地がある加賀一・二丁目地区には、景観法第8条第3項（※）による景観形成の方針が策定されている。

本節では史跡の保存と活用の観点に加え、景観形成の方針の遵守も考慮に入れた、史跡指定地内の修景・植栽に関する計画を策定する。

※景観法第8条第3項・・・景観計画において、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めると規定されている。

(1)修景・植栽に関する方針

修景・植栽計画についても地区ごとの展示方針に合わせた整備をめざすが、現時点では史跡指定地内の修景・植栽に関する歴史的資料が乏しく、往時の状況を把握することが困難であること、また史跡指定地内に生育する樹木は、野鳥の飛来に基づき自然進入したと考えられる樹木（A地区、B地区）や、公園造成に伴い植栽された樹木（A'地区）、近年植栽されたと考えられる果実類（A地区、B地区）などが確認されていることから、史跡公園整備に向けては、史跡と歴史公園として機能や姿が調和する修景、植栽をめざす。ただし、往時の修景や植栽に関する学術的調査研究は継続し、往時の状態が明らかになった場合は、その顕在化をめざす。

具体的な修景・植栽の整備については、遺構の保存に影響を与える可能性のある樹木の伐採や、緑陰により園内を快適に過ごせるような樹木の植栽、来場者が季節感を感じ取れるような草花の園内配置など、史跡の保存と活用の観点から種々の整備を検討する。

なお、史跡に影響を及ぼさないと考えられる樹木は剪定などの日常管理を行い、緑豊かな史跡公園をめざす。

また、遺構・建造物の視認性を高め、来場者に快適な環境を提供するための樹木の剪定や、高茎草本、つる植物、低木等の繁茂を抑制するための除草などといった日常的な維持管理も併せて実施していく。

(2)地区ごとの計画

①A地区

【地区修景整備方針】

火薬製造所時代、特に終戦直前の修景復元をめざし学術的調査研究を継続し、復元に足りる資料の収集に努めるが、修景の復元が可能となるまでの期間は、史跡の景観を阻害している樹木および遺構・建造物の保存に影響を与える樹木の伐採を検討する他は、可能な限りの植栽の維持を図るとともに、剪定や除草などの日常の維持管理を行い、来場者に快適な公園での滞在環境を提供する。

【具体的な整備方法】

王子新道側のエントランス設置予定部分並びに、加賀公園方面への園路および歩道状空地の整備予定部分に樹木が密集しており、整備の阻害要因となっているので、必要最低限の樹木を伐採する。

「土塁(北側)」は「史跡の本質的価値を構成する諸要素」であるが、現在は自然進入したと考えられる樹木が複数植生しているため、遺構保存の観点から伐採等の対策が必要である。このうち枯死している樹木は伐採し、生存し根などが土塁の保存に影響を与えていないと判断できる樹木については、当面維持することを検討し、土塁の保存に影響を与える状況と判断された場合は、伐採等を適切な対応を検討する。

地区内のワジュロやトウネズミモチなど、明らかに後年自然進入したと考えられる樹木は、往時の修景を誤認させ、史跡の理解を妨げる恐れがあるので伐採を検討する。

また、石神井川緑道沿いのA地区北側は、遺構・建造物への影響を考慮しながら、来場者に憩いを提供するとともに、快適な遺構等の見学、回遊を可能にするために、緑陰を生み出す新たな植栽も検討する。

②A'地区

【地区修景整備方針】

当地区はすでに公園として開放され、サクラやケヤキ、モミジなどの植栽により地域住民の憩いの場となっている現状があり、併せて築山により歴史の重層性を象徴する地区であることから、往時の修景の復元整備は行わず、剪定や除草などの日常の維持管理を行い来場者に快適な公園での滞在環境を提供する地区とする。

【具体的な整備方法】

築山頂上部からの史跡指定地の眺望を史跡の理解にいかすために、眺望を阻害する樹木の伐採・剪定について、ランドスケープの専門家の意見を聴取しながら伐採・剪定の緑陰による空間の快適性の維持に与える影響を考慮し、整備計画を策定する。また築山北側斜面で表土が流出した結果、根茎が露出している樹木は伐採し、新たな植栽を行うなどの法面保護の方法を講ずる。

また、先述した樹木の整備に加え、四季を通じ来場者の目を楽しませる草花を植栽するなど、憩いや眺望、景観に配慮した整備を検討する。

③B地区

【地区修景整備方針】

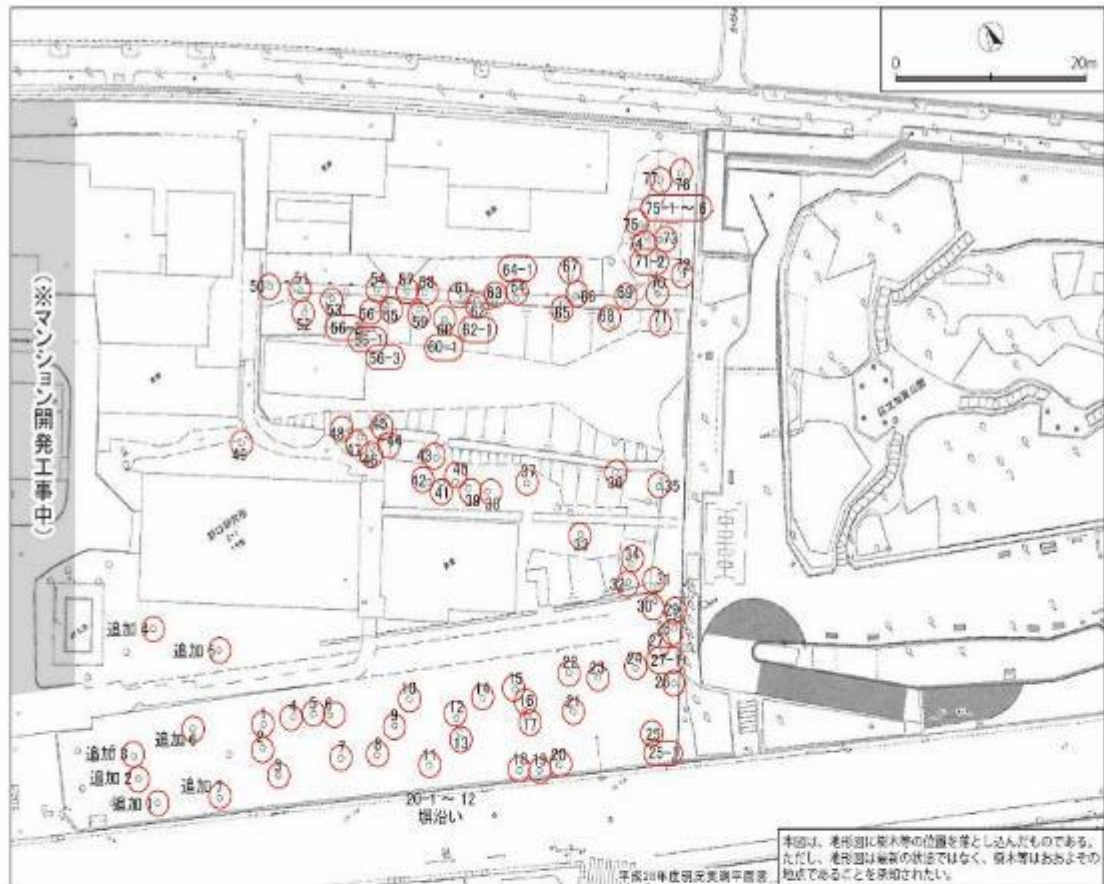
当地区の整備目標である昭和20～30年頃の修景の復元をめざし、学術的調査研究を継続し、復元に足りる資料の収集に努めるが、修景の復元が可能となるまでの期間は、史跡の景観を阻害している樹木および遺構・建造物の保存に影響を与える樹木の伐採を検討する他は、可能な限りの植栽の維持を図るとともに、剪定や除草などの日常の維持管理を行い、来場者に快適な公園での滞在環境を提供する。

【具体的な整備方法】

園路整備の妨げとなる部分の樹木は移植や伐採を検討しつつ、併せて園内を散策する際に来場者の目を楽しませ、憩いを提供し、快適な回遊を可能とするための緑陰の維持も含めた整備計画を検討する。

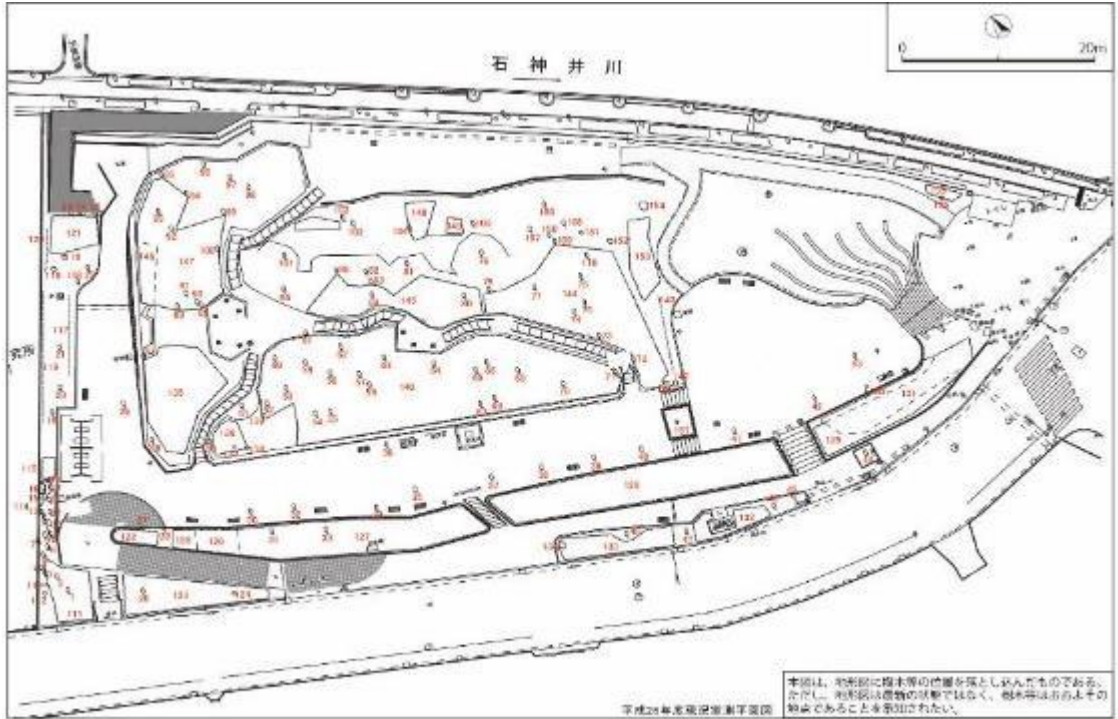
地区内のサクラ、ナツミカンやカキ、ウメやビワといった樹木は、来場者が季節を体感するのに最適な樹種であることから、可能な限りの維持を検討する。

愛誠病院前は入口広場として、現在の植栽を維持するとともに、地上遺構を保護する盛土を行ったうえで芝生化するなど、来場者に憩いを与える空間、多目的に活用できる広場として整備することを検討する。



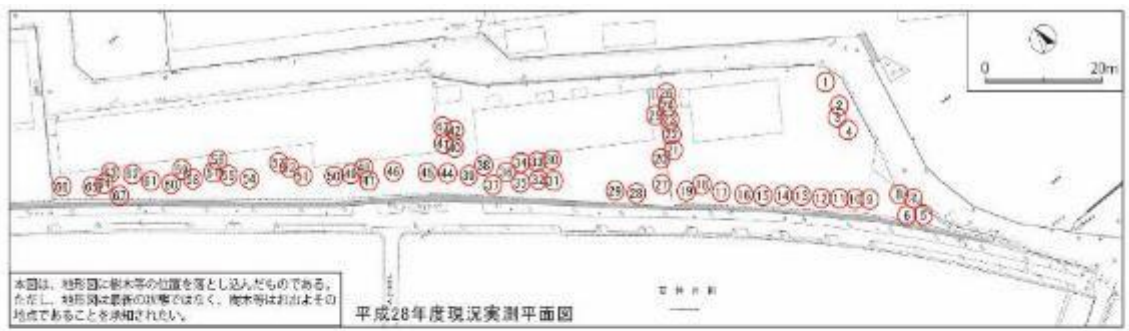
番号	種別	幹囲m	樹高m	数量	番号	種別	幹囲m	樹高m	数量	番号	種別	幹囲m	樹高m	数量
1	ソメイヨシノ(大)	220	10.0	1本	25-1	トウネズミモチ(3本立)	156	10.0	1本	59	ヤブニッケイ	80	12.0	1本
2	アカマツ	80	12.0	1本	26	トウネズミモチ	32	9.0	1本	60	トウネズミモチ	36	10.0	1本
3	カキノキ	75	8.0	1本	27	ネズ	28	5.0	1本	60-1	エノキ	250	15.0	1本
4	クロマツ	98	9.0	1本	27-1	シキミ	35	2.0	1本	61	ソメイヨシノ(3本立)(大)	305	15.0	1本
5	ソメイヨシノ	153	9.0	1本	28	ヤブツバキ	41	5.0	1本	62	トウネズミモチ(2本立)	86	8.0	1本
6	クロマツ	143	14.0	1本	29	トウネズミモチ	43	10.0	1本	62-1	トウネズミモチ(3本立)	36	7.0	1本
7	サクラ	36	7.0	1本	30	エノキ	176	15.0	1本	63	トウネズミモチ	33	7.0	1本
8	ヤブツバキ(3本立)	93	6.0	1本	31	ミズキ	60	10.0	1本	64	アカガシ(2本立)	57	12.0	1本
9	クロマツ	47	10.0	1本	32	ミズキ	54	10.0	1本	64-1	トウネズミモチ(2本立)	32	8.0	1本
10	カラスザンショウ(3本立)	154	10.0	1本	33	ソメイヨシノ	234	15.0	1本	65	結核木(2本立)	168	12.0	1本
11	トウネズミモチ(3本立)	60	9.0	1本	34	ミズキ	64	10.0	1本	66	エノキ	209	15.0	1本
12	クロマツ	102	15.0	1本	35	エノキ	167	15.0	1本	67	結核木	104	15.0	1本
13	ナツミカン	55	6.0	1本	36	ヤマモミジ	32	6.0	1本	68	ヤマモミジ	118	8.0	1本
14	ソメイヨシノ(2本立)	75	7.0	1本	37	カキノキ(2本立)	79	8.0	1本	69	結核木	84	3.0	1本
15	ソメイヨシノ	310	12.0	1本	38	ヒメリンゴ(2本立)	45	10.0	1本	70	結核木	210	4.0	1本
16	ワジュロ	-	4.0	1本	39	ヒメリンゴ	28	2.5	1本	71	ヤマモミジ	135	15.0	1本
17	ワジュロ	-	10.0	1本	40	ヒメリンゴ	29	2.5	1本	71-2	エノキ	31	15.0	1本
18	ヤブツバキ	39	5.0	1本	41	ヒメリンゴ(3本立)	38	4.0	1本	72	ムク	97	15.0	1本
19	ヤブツバキ	30	4.0	1本	43	ガリン	60	6.0	1本	73	ソメイヨシノ	85	12.0	1本
20	ヤブツバキ	28	2.5	1本	44	ウメ	34	4.0	1本	74	ソメイヨシノ	62	15.0	1本
20-1	ヤブツバキ	30	4.0	1本	45	ウメ	60	5.0	1本	75	イヌザクラ(大)	220	15.0	1本
20-2	ヤブツバキ	30	4.0	1本	46	ヤブツバキ(3本立)	58	6.0	1本	75-1	トウネズミモチ	18	5.0	1本
20-3	ヤブツバキ	30	4.0	1本	47	サルズベリ(2本立)	38	6.0	1本	75-2	トウネズミモチ	22	5.0	1本
20-4	ヤブツバキ	30	4.0	1本	48	エノキ	45	10.0	1本	75-3	トウネズミモチ	36	6.0	1本
20-5	ヤブツバキ	30	4.0	1本	49	シラカシ	175	15.0	1本	75-4	トウネズミモチ	50	8.0	1本
20-6	ヤブツバキ	30	4.0	1本	50	トウネズミモチ(4本立)	135	12.0	1本	75-5	トウネズミモチ	42	7.0	1本
20-7	ヤブツバキ	30	4.0	1本	51	ソメイヨシノ(8本立)(大)	494	15.0	1本	75-6	トウネズミモチ	41	7.0	1本
20-8	ヤブツバキ	30	4.0	1本	52	エノキ(2本立)	133	12.0	1本	76	トウネズミモチ	42	8.0	1本
20-9	ヤブツバキ	30	4.0	1本	53	ヤマモミジ	64	6.0	1本	77	ミズキ	35	5.0	1本
20-10	ヤブツバキ	30	4.0	1本	54	エノキ	195	15.0	1本	追加1	ナツミカン	70	-	1本
20-11	ヤブツバキ	30	4.0	1本	55	エノキ	143	15.0	1本	追加2	ヒノキ	90	-	1本
20-12	ヤブツバキ	30	4.0	1本	56	エノキ	270	20.0	1本	追加3	マツ	80	-	1本
21	ワジュロ(4本立)	-	6.0	1本	56-1	トウネズミモチ(4本立)	47	4.0	1本	追加4	マツ	75	-	1本
22	ソメイヨシノ	170	1.5	1本	56-2	トウネズミモチ	20	4.0	1本	追加5	キンモクセイ	102	-	1本
23	ソメイヨシノ(2本立)(大)	242	1.2	1本	56-3	トウネズミモチ(7本立)	100	5.0	1本	追加6	ソメイヨシノ	205	-	1本
24	ソメイヨシノ(2本立)(大)	239	12.0	1本	57	ソメイヨシノ	185	15.0	1本	追加7	イチヨウ	170	-	1本
25	ホオノキ	43	7.0	1本	58	アケビ	67	10.0	1本					

図〇〇：A地区の樹木配置と樹木一覧



番号	種別	幹周径	樹高	数量	番号	種別	幹周径	樹高	数量	番号	種別	幹周径	樹高	数量
1	ケヤキ	1.15	20.00	1本	48	ニシキ	0.30	10.00	1本	101	サクラ	2.32	15.00	1本
2	エノキ	0.45	4.00	1本	49	ハシロキ	0.44	7.00	1本	102	ハシロキ	0.70	15.00	1本
3	エシシテ	0.92	28.00	1本	50	ハシロキ	1.50	14.00	1本	103	サクラ	1.08	11.00	1本
4	ツバキ	0.24	3.00	1本	51	イヌシテ	1.02	16.00	1本	104	ニシキ	0.36	9.00	1本
5	ツバキ	0.30	4.00	1本	52	ハシロキ	1.54	16.00	1本	105	ニシキ	1.20	15.00	1本
6	サクラ	2.20	22.00	1本	53	イヌシテ	1.50	16.00	1本	106	サクラ	2.32	15.00	1本
7	ツバキ	0.10	2.00	1本	54	エノキ	0.84	14.00	1本	107	ムクゴキ	1.42	20.00	1本
8	ツバキ	0.28	4.00	1本	55	ケヤキ	1.20	16.00	1本	108	イヌシテ	1.16	18.00	1本
9	ツバキ	0.22	3.00	1本	56	ハシロキ	1.10	14.00	1本	109	ニシキ	0.22	3.00	1本
10	ツバキ	0.20	4.00	1本	57	ハシロキ	0.70	14.00	1本	110	エノキ	1.14	18.00	1本
11	ツバキ	0.10	4.00	1本	58	ハシロキ	0.86	16.00	1本	111	オオムラサキツツジ	0.80	40株	
12	ツバキ	0.22	4.00	1本	59	ハシロキ	1.22	16.00	1本	112	ヒイラギ	1.10	1株	
13	ツバキ	0.10	3.00	1本	60	エノキ	0.96	16.00	1本	113	ヒイラギ	1.60	1株	
14	ツバキ	0.14	3.00	1本	61	ハシロキ	0.90	13.00	1本	114	オオムラサキツツジ	1.00	1株	
15	ツバキ	0.20	4.00	1本	62	ハシロキ	0.90	13.00	1本	115	オオムラサキツツジ	1.10	10株	
16	ツバキ	0.30	4.00	1本	63	ハシロキ	1.12	16.00	1本	116	ツバキ	3.50	2株	
17	ツバキ	0.20	4.00	1本	64	ハシロキ	0.76	13.00	1本	117	ツバキ	2.50	3株	
18	ツバキ	0.18	2.00	1本	65	ハシロキ	0.46	12.00	1本	118	ツバキ	1.70	1株	
19	ニシキ	1.26	8.00	1本	66	エノキ	1.00	17.00	1本	119	オリブ	3.00	1株	
20	ケヤキ	1.42	22.00	1本	67	ニシキ	0.82	14.00	1本	120	ツバキ	1.80	5株	
21	イヌシテ	1.32	8.00	1本	68	イヌシテ	0.64	14.00	1本	121	コガマザサ	1.20	1株	
22	ツバキ	0.24	3.00	1本	69	エノキ	1.16	14.00	1本	122	ヒヨウヤナギ	1.20	1株	
23	ツバキ	0.10	2.40	1本	70	エノキ	1.00	17.00	1本	123	オオムラサキツツジ	1.00	9株	
24	ツバキ	0.10	2.40	1本	71	ハシロキ	0.88	16.00	1本	124	ムクゴキ	1.10	1株	
25	ツバキ	0.10	2.80	1本	72	ハシロキ	1.12	17.00	1本	125	オオムラサキツツジ	1.10	7株	
26	ハシロキ	1.50	5.00	1本	73	ニシキ	2.00	16.00	1本	126	ツツジ	2.30	1株	
27	タカマツ	1.34	6.00	1本	74	エノキ	1.82	10.00	1本	127	オオムラサキツツジ	1.20	20株	
28	サクラ	1.64	6.00	1本	75	ニシキ	0.82	15.00	1本	128	オオムラサキツツジ	1.20	20株	
29	サクラ	0.44	6.00	1本	76	ニシキ	1.12	15.00	1本	129	ヒラドツツジ	0.80	130株	
30	サクラ	1.50	4.00	1本	77	ニシキ	1.42	15.00	1本	130	ヤマボウシ	1.50	30株	
31	タカマツ	1.60	22.00	1本	78	イヌシテ	1.80	18.00	1本	131	ヒヨウヤナギ	1.00	10株	
32	サクラ	1.70	8.00	1本	79	ニシキ	0.82	14.00	1本	132	オオムラサキツツジ	1.20	30株	
33	ハシロキ	1.70	3.00	1本	80	ニシキ	0.76	7.00	1本	133	オオムラサキツツジ	0.80	40株	
34	ハシロキ	0.60	8.00	1本	81	エノキ	1.00	16.00	1本	134	ニシキ	1.20	1株	
35	サクラ	1.46	6.00	1本	82	ニシキ	1.22	16.00	1本	135	ツバキ	0.60	30株	
36	ウメ	0.26	3.90	1本	83	ハシロキ	1.12	16.00	1本	136	ササ	1.10	10株	
37	サクラ	1.76	6.00	1本	84	ハシロキ	0.34	10.00	1本	137	シロヒ	0.70	1株	
38	サクラ	1.54	8.00	1本	85	ニシキ	1.42	16.00	1本	138	モザノキ	2.00	1株	
39	サクラ	1.40	8.00	1本	86	ニシキ	2.26	15.00	1本	139	モザノキ	2.50	1株	
40	サクラ	1.38	8.00	1本	87	ツバキ	0.30	2.30	1本	140	ササ	1.20	20株	
41	サクラ	1.74	6.00	1本	88	エノキ	1.40	16.00	1本	141	ツバキ	1.10	1株	
42	サクラ	2.06	6.00	1本	89	ハシロキ	0.76	15.00	1本	142	ツバキ	2.40	1株	
43	サクラ	2.40	6.00	1本	90	ハシロキ	0.66	17.00	1本	143	ツバキ	4.50	8株	
44	イヌシテ	2.08	8.00	1本	91	ニシキ	1.20	16.00	1本	144	ササ	0.50	120株	
45	ケヤキ	1.12	0.00	1本	92	ケヤキ	1.76	15.00	1本	145	ササ	0.80	42株	
46	ケヤキ	1.34	0.00	1本	93	ニシキ	0.86	15.00	1本	146	コガマザサ	1.10	15株	
47	ケヤキ	1.82	0.00	1本	94	ニシキ	0.72	15.00	1本	147	ササ	0.40	84株	
					95	ニシキ	0.50	15.00	1本	148	コガマザサ	1.00	15株	
					96	ツバキ	1.14	18.00	1本	149	コガマザサ	0.50	21株	
					97	ムクゴキ	1.68	16.00	1本	150	ツツジ	1.20	1株	
					98	ニシキ	1.86	16.00	1本	151	ベニカアザミ	2.60	1株	
					99	サクラ	0.46	9.00	1本	152	ニゴノキ	3.70	1株	
					100	ニシキ	1.62	15.00	1本	153	クニウツキ	1.80	30株	
									154	ハハ	3.50	8株		
									155	アザミ	0.70	20株		
									156	ハハ	1.80	1株		
									157	オオムラサキツツジ	0.80	30株		
									158	イノハヒコ	0.25	3.00	1本	

図〇〇：A'地区の樹木配置と樹木一覧



番号	種別	幹囲 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹囲 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹囲 m	樹高 m	数量
1	シンジュ	55	3.0	1本	24	ワジュロ	-	0.5	1本	47	クワノキ(結)	75	9.0	1本
2	シンジュ(3本立)	67	3.0	1本	25	ワジュロ	-	3.0	1本	48	クワノキ	90	10.0	1本
3	シンジュ	55	3.0	1本	26	トウネズミモチ(3本立)	121	3.0	1本	49	ヤマグワ	93	5.0	1本
4	シンジュ(結)	52	3.0	1本	27	トウネズミモチ	70	5.0	1本	50	センダン	180	15.0	1本
5	栞挿木	85	3.0	1本	28	サワグルミ	115	15.0	1本	51	エンジュ	100	15.0	1本
6	ヒノキ	135	10.0	1本	29	サワグルミ	104	12.0	1本	52	トウネズミモチ	115	10.0	1本
7	栞挿木	61	5.0	1本	30	サワグルミ	180	16.0	1本	53	アオギリ	123	12.0	1本
8	栞挿木	72	5.0	1本	31	ナシ	82	8.0	1本	54	トウネズミモチ	185	12.0	1本
9	ウメ	85	5.0	1本	32	ナシ	85	10.0	1本	55	エノキ	197	15.0	1本
10	ウメ	79	5.0	1本	33	トウネズミモチ	150	12.0	1本	56	トウネズミモチ	44	4.0	1本
11	ウメ	100	5.0	1本	34	トウネズミモチ	170	15.0	1本	57	アオギリ	195	13.0	1本
12	ウメ	35	5.0	1本	35	カキノキ	87	10.0	1本	58	トウネズミモチ	70	5.0	1本
13	ウメ	100	6.0	1本	36	カキノキ	45	6.0	1本	59	エノキ(2本立)	169	15.0	1本
14	ウメ	92	7.0	1本	37	カキノキ	48	5.0	1本	60	ヤマモミジ	95	8.0	1本
15	ビワ	120	6.0	1本	38	ソメイシロ	141	12.0	1本	61	サワグルミ	172	13.0	1本
16	イチョウ(龍株)	150	15.0	1本	39	ナツカシ	57	5.0	1本	62	アオギリ	80	10.0	1本
17	アオギリ	100	12.0	1本	40	トウネズミモチ(2本立)	102	6.0	1本	63	クワノキ	84	4.0	1本
18	ミズキ	85	10.0	1本	41	トウネズミモチ	38	4.0	1本	64	エノキ	100	9.0	1本
19	シラカシ	95	12.0	1本	42	トウネズミモチ	75	6.0	1本	65	エノキ	144	13.0	1本
20	エノキ	153	8.0	1本	43	トウネズミモチ(2本立)	81	6.0	1本	66	ヒマラヤスギ	121	15.0	1本
21	エノキ	275	18.0	1本	44	トウネズミモチ(2本立)	140	12.0	1本	67	トウネズミモチ	45	4.0	1本
22	栞挿木(2本立) 漆伐株	63	5.0	1本	45	トウネズミモチ	148	12.0	1本	68-1~68	トウネズミモチ	-	3.0	68本
23	トウネズミモチ	72	4.0	1本	46	エノキ	110	13.0	1本	69-1~33	トウネズミモチ	-	3.0	33本

図〇〇：B地区の樹木配置と樹木一覧

6 案内・解説施設に関する計画

鉄道駅やバス停など各交通拠点から本史跡公園までのスムーズな誘導のための標識や、来場者が園内を安全にかつ快適に回遊し、史跡公園を有意義に散策してもらうための案内板は、史跡公園を整備していくうえで不可欠なものである

同時に史跡の価値の構成要素などの情報をわかりやすく提供する解説施設は、来場者の史跡に対する興味と理解を深めるために必要なものであり、史跡の望ましい将来像における「史跡を通じて歴史・文化を“学ぶ”」の実現に有効な手段となる。

本節では、各種の案内・解説施設を類型化し、地区区分ごとの設置計画を定める。

(1)案内標識・解説板の類型

本史跡公園で設置を検討する案内・解説施設は表〇〇の通りである。

表〇〇：案内標識・解説板の種別一覧

案内・解説施設の種別		掲載情報
史跡案内	総合案内	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地の回遊に関する総合案内 (見学順路や遺構・建造物の立地情報や、トイレ・休憩所など便益施設の配置情報など) 史跡指定地周辺の回遊に関する案内 (指定地周辺の文化財や観光資源の案内と回遊ルートの情報、近隣交通拠点へのアクセス情報など)
	史跡概要	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の概要説明 (史跡の指定範囲、指定理由、使用目的、構造など) 史跡指定地外に広がる他の文化財などの説明
	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 各遺構・建造物、ガイダンス施設への誘導案内 火薬製造過程を辿る誘導表示など
遺構説明	遺構・建造物	<ul style="list-style-type: none"> 遺構、建造物の名称や規模、構造等の解説 学術的調査研究結果の表示・解説
環境説明	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境の説明 (加賀藩下屋敷や火薬製造所全体の規模、史跡と石神井川、中山道等との関係の解説など)
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の説明(名称、種類、特徴など)
注意喚起	危険表示	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園内の各種危険の表示 (階段段差やスロープでの転倒注意や夜間の通行注意など)
	禁止事項の表示	<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、火気使用禁止、車両進入禁止などの表示

参考：東京都近郊における各種案内・解説施設の例



図〇〇 史跡案内の例（東京都・江戸城跡）



図〇〇：遺構説明の例（東京都・八王子城跡）



図〇〇：環境説明の例（東京都・常盤橋門跡）



図〇〇：環境説明・注意喚起の例（栃木県・下野国分寺跡）

(2)案内・解説施設の設置に関する基本方針

『板橋区ユニバーサルデザインガイドライン』（平成30年3月策定）および『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成31年3月策定）の内容をもとに、来場者が園内を安全にかつ快適に回遊することや史跡の価値の構成要素などの情報を受け取ることを可能とするような、景観にも配慮した案内・解説施設の設置を検討する。

また、現在設置されている案内・解説施設は、下記の基本方針と照らし合わせ、必要に応じて撤去、意匠・内容の変更を検討する。

案内・解説施設の設置に関する基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した形態・素材・色彩を選択する。 ・表記を多言語化するなど、海外からの来場者への対応を検討する。 ・ヴィジュアル・アイデンティティ(V.I.)（※）を設計し、わかりやすく統一されたデザインを検討する。 ・ピクトグラムの活用や使用フォント・色使いなどの選択、点字の対応など、ユニバーサルデザインの観点を重視した設置を検討する。 ・解説板には図表や写真を積極的に取り入れ、来場者が読みやすく理解しやすいものとする。

※ヴィジュアル・アイデンティティ（V.I.）：ロゴマークやシンボルマークなど、そのブランドの持つ背景やコンセプトを視覚化したもの

(3)文化財保護法に規定される標識、説明板などの設置

文化財保護法第115条第1項の規程により、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い等の施設の設置が義務付けられている。同法および史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の規程を遵守し設置を行う。

表〇〇：史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則による規程（抜粋）

標識（第1条）	<ol style="list-style-type: none"> 1 石造とするものとする。ただし特段の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。 2 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 二 文部科学省の文字 三 指定の年月日 四 建設年月日
---------	---

説明板（第2条）	<p>1 次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。</p> <p>一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称</p> <p>二 指定の年月日</p> <p>三 指定の理由</p> <p>四 説明事項</p> <p>五 保存上注意すべき事項</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。</p>
境界標（第4条）	<p>1 境界標は、石造又はコンクリート造とする。</p> <p>2 境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。</p> <p>3 境界標の上面には、指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界の文字及び文部科学省の文字を彫るものとする。</p> <p>4 境界標は指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。</p>
標識の形状（第5条）	<p>標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。</p>

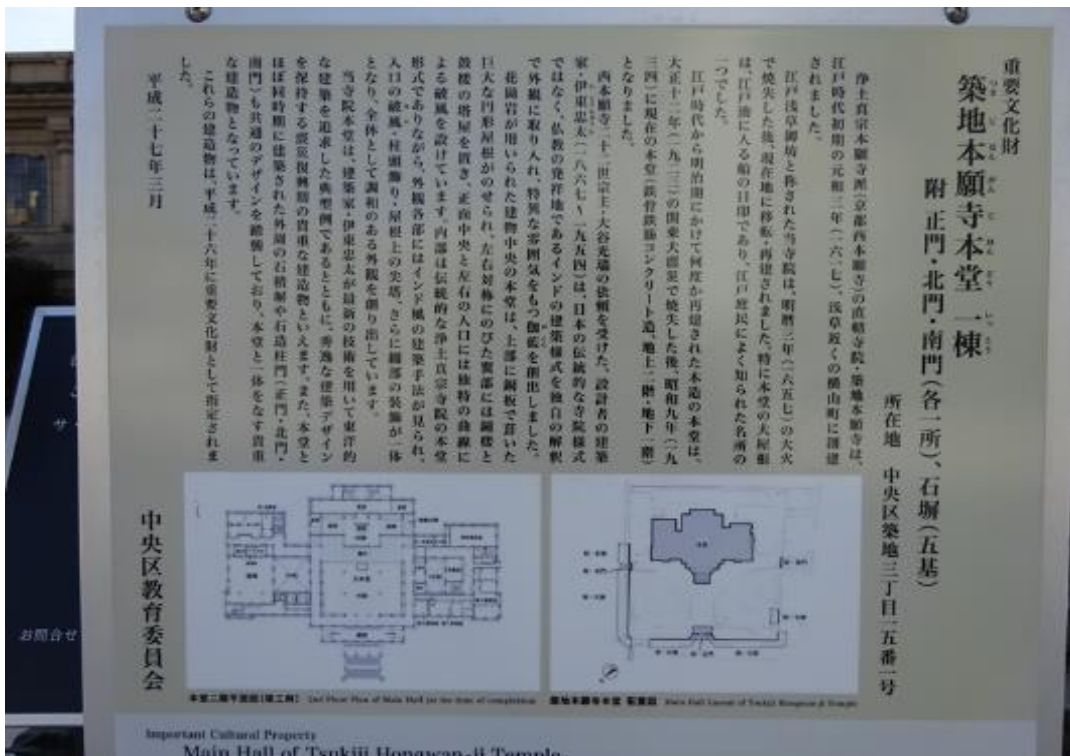
○法令で定められている標識等の設置例



図〇〇：標識（東京都・浜離宮庭園）



図〇〇：標識（東京都・武蔵国府跡）



図〇〇：説明板（東京都・築地本願寺本堂）



図〇〇：説明板（神奈川県・永福寺跡）



図〇〇：境界標（栃木県・下野薬師寺跡）